

大網白里市第3次障がい者計画

第6期障がい福祉計画

第2期障がい児福祉計画



※「障害者」の表記について

「障害者」の表記について、一般的に「障害」、特に「害」という文字は否定的な意味合いが強く、「障がい者」という言葉を用いた方がよいのではないかという意見がございます。

前計画策定時においても、どちらの表記にするか意見が分かれ、大網白里市障害者計画等策定懇談会において障害当事者の方々を交え、それぞれの立場からの議論がなされました。

その結果、前計画においては表記を「障がい者」に統一することといたしました。

なお、本計画では、前計画の表記方法に加え、「障害者総合支援法」のような法令名や、「障害者手帳」といった固有名詞についても表記を「障がい者」に統一することとしております。

本計画をご覧になります皆様におかれましては、当事者を交えた議論の結果、この表現を採らせていただきましたことを、何卒ご理解お願い申し上げます。

はじめに



大網白里市では、「ともに支えあい、笑顔が輝くまち」を前計画の基本理念に掲げ、障がいのある方が、地域の一員として住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各施策や事業の着実な推進を図ってまいりました。

現在、国においては、障がいのある方も地域で安心して暮らせる社会の実現を目指して、障がい者福祉サービスをはじめとする障がい保健福祉施策を推進し、障がい者制度の改革にも取り組んでいます。

このような状況を鑑み、本市においても障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的な方向を定めた「大網白里市第3次障がい者計画」と、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の数値目標の設定及び障がい福祉サービス、障がい児通所支援等の提供体制を確保するための方策を定めることを目的とした「大網白里市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定しました。






今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、新しい生活様式への変容など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化していますが、支援を必要とする方に必要な支援を届けられるよう、市民、事業者の皆様と一緒に「障がいのありなしや種類などを問わず、誰もが地域社会の一員として、いきいきとした生活のできる共生社会」の実現に取り組み、全ての人にとって「住みやすい・住み続けたいまち」の推進に努めてまいりますので、より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました大網白里市障がい者計画等策定懇談会委員の方々をはじめとした関係団体、市民の皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

大網白里市長 金坂 昌典

目次

 第1章	計画策定にあたって	1
	1 計画策定の背景と趣旨	1
	2 法令等改正の動き	2
	3 計画の位置づけ	6
	4 計画の対象	7
	5 計画の期間	7
	6 計画推進の体制としくみ	7
 第2章	第3次障がい者計画	10
	1 基本理念	10
	2 基本目標	11
	3 施策の体系	14
 第3章	施策の展開	16
	基本目標1 ともに生きる地域づくり	16
	基本目標2 自立を支援する基盤づくり	23
	基本目標3 いきいきと働き、参加できる社会づくり	33
	基本目標4 地域で育む支援体制づくり	41
 第4章	第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画	47
	1 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における 目標の進捗状況	47
	2 計画の基本方針	49
	3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における 数値目標設定について【成果目標】	51
	4 障がい福祉サービスの見込量【活動指標】	56
	5 地域生活支援事業の見込量	64
 参考資料		67
	1 本市を取り巻く障がい者の現状	67
	2 大網白里市障がい者計画等策定懇談会設置要綱	74
	3 大網白里市障がい者計画等策定懇談会委員名簿	75
	4 策定経過	76
	5 用語集	77

※本文中の*印を付けた用語は、77ページからの「用語集」に説明があります。



第 1 章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の障がい者施策は、障がい者基本法第1条に規定されるように、すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、基本的な方向を定めています。

国は、障がい者自立支援法を改正し、障がい者の定義に難病*患者を追加するなど、地域社会における共生の実現を目的として、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障がい者総合支援法」という。）を平成25年4月に施行しました。平成28年5月には、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の拡充等を内容とする「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、障がいのある方の望む地域生活の支援の充実や障がいのある子どもへの支援ニーズの多様化に対し、きめ細かな対応等を図ることとしています。

また、平成26年1月には「障がい者の権利に関する条約」に批准し、平成28年4月に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障がい者差別解消法」という。）及び雇用の分野における障がいのある方に対する差別の禁止及び障がいのある方が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮*の提供義務）等を定めた「障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が施行されています。

高齢者福祉、子ども・子育て支援等に関する各制度の成熟化が進む一方で、人口減少、家族・地域社会の変容などにより、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会*」の実現が求められています。

昨今では、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とするといった状況もみられ、総合的な支援の必要性が高まっています。

また、国の基本指針では、直近の障がい者施策の動向等を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定にあたり、障がい福祉人材の確保や障がい者の社会参加を支える取組が盛り込まれるなど、見直しがされています。

こうした背景のもと、本市では、平成26年3月に策定した「第2次障がい者計画」並びに平成30年3月に策定した「第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本市の障がい者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした「第3次障がい者計画」並びに「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を策定することとしました。

|| 2 法令等改正の動き

(1) 国の基本計画

① 障がい者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

<基本理念>

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

<基本的方向>

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
2. 障がい者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

<総論の主な内容>

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー*」の取組の推進

(2) 関連法の制定・改正

① 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化することとされた。

② 高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー*化を一層推進するために総合的な措置を講ずることとされた。

③ 学校教育法の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずることとされた。

④ 障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー*化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することとされた。

⑤ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意事項等が定められた。

⑥ 障がい者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者*を雇用する事業主に対する特例給付金を支給するしくみや障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた。

⑦ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度*の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項の削除その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずることとされた。

⑧ 視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国及び地方公共団体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するための施策が示された。

（3）障がい福祉計画の見直しの主なポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点*等の機能の充実を進める。
- ・日中サービス支援型共同生活援助*等のサービスを踏まえた地域移行の検討。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する。
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む。

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労*への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる。
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める。

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むためのしくみづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むことを盛り込む。

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

- 発達障がい*者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラム*やペアレントトレーニング*などの発達障がい*者等の家族等に対する支援体制の充実を図る。
- 発達障がい*を早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がい*の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む。

⑥ 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

- 児童発達支援センター*や障がい児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する。
- 障がい児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む。
- 自治体における重症心身障がい児及び医療的ケア児*のニーズの把握の必要性について明記する。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

- 障がい者の社会参加促進のため、多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障がい者等の読書環境の計画的な整備の促進を図ることを盛り込む。

⑧ 障がい福祉サービスの質の確保

- 多様となっている障がい福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について盛り込む。

⑨ 障がい福祉人材の確保

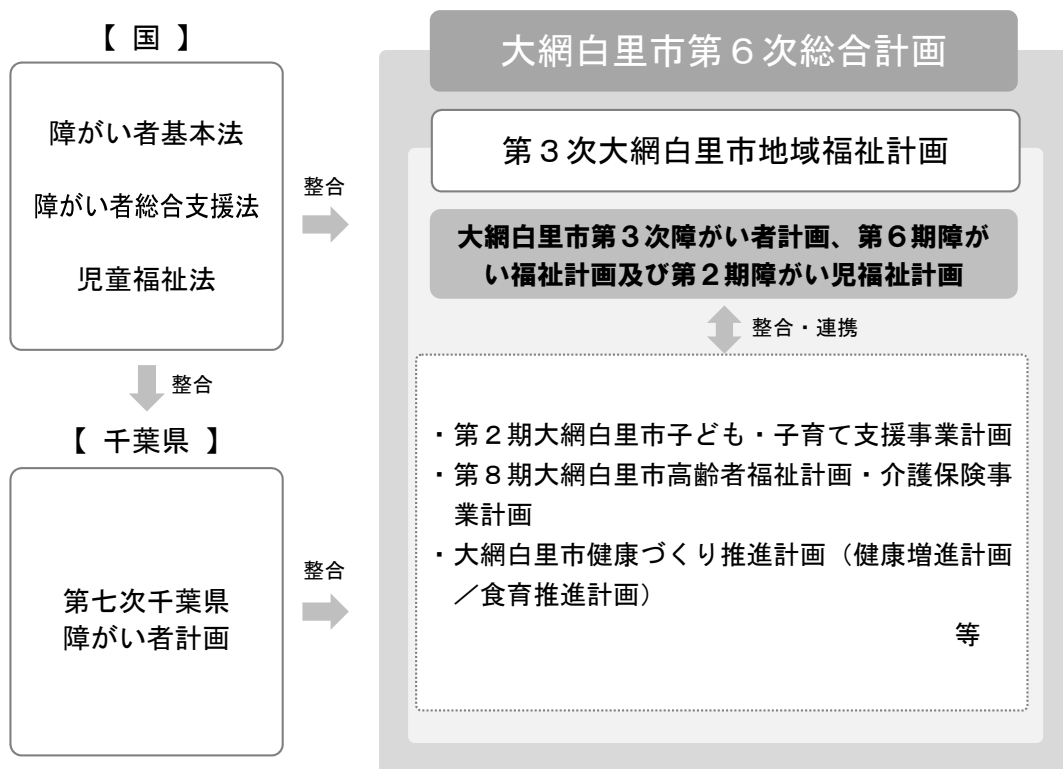
- 研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要であることを盛り込む。

3 計画の位置づけ

障がい者計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として、市民、関係機関・団体、事業者、市（行政）が、それぞれに自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画であり、障がい者基本法第11条第3項に基づく「市町村障がい者計画」に位置づけています。

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するため、令和5年度末におけるサービス基盤整備等に係る成果目標を設定するとともに、各種サービスの必要量を見込み、その提供体制を確保するための方策について定める計画であり、それぞれ障がい者総合支援法第88条に基づく「市町村障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」に位置づけています。

本計画は、大網白里市第6次総合計画の障がい者（児）福祉部門の個別計画として具体化した計画となり、他の福祉部門の計画との整合・連携を図ります。また、国の基本指針及び千葉県が策定した関連計画や市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。



4 計画の対象

本計画では、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*等があるために日常生活又は社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を計画の対象とします。

また、障がい者基本法第2条では、「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい*を含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を「障がい者」の定義としていることから、本計画における障がい者の定義は同様のものとします。

5 計画の期間

第3次障がい者計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とし、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の計画期間に合わせて3年後に見直しを行います。

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次障がい者計画					
第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画			第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画		

6 計画推進の体制としくみ

策定にあたっては、令和元年度に実施した福祉に関するアンケート調査や令和2年度に実施した障がい者関係団体・事業者への書面ヒアリング調査の結果等を踏まえ、現在の事業の課題等や新たに生じた障がい福祉サービスの需要などを総合的に検討し、施策の充実を図りました。

(1) 全庁的な施策の推進

障がい者施策は、福祉、保健、医療、教育、就労、まちづくり、防災等広範囲にわたっており、その理念を具現化し、施策を展開していくためには、行政全般にわたる取組が必要となります。今後も関係各課や諸機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の推進体制

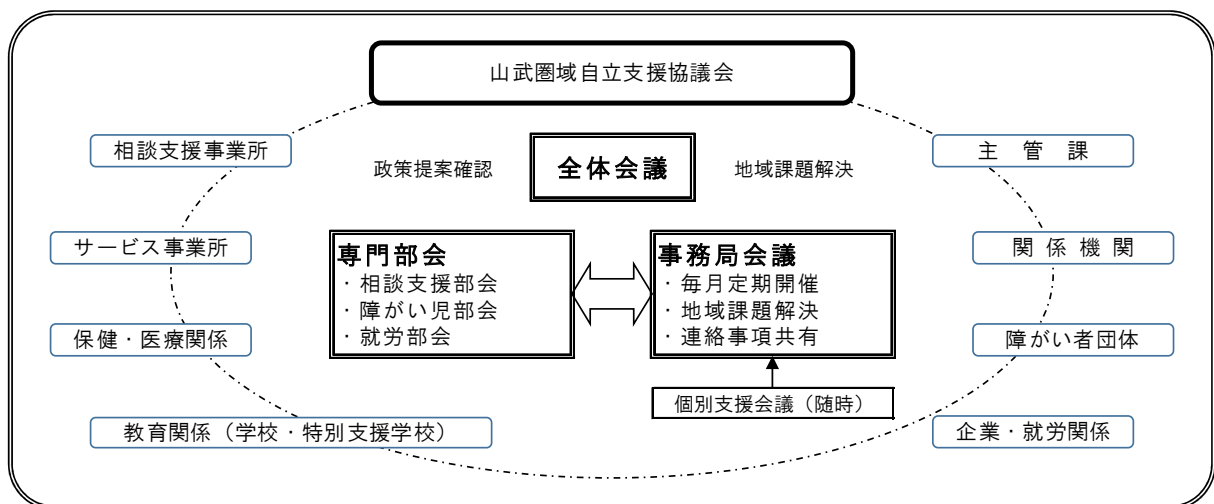
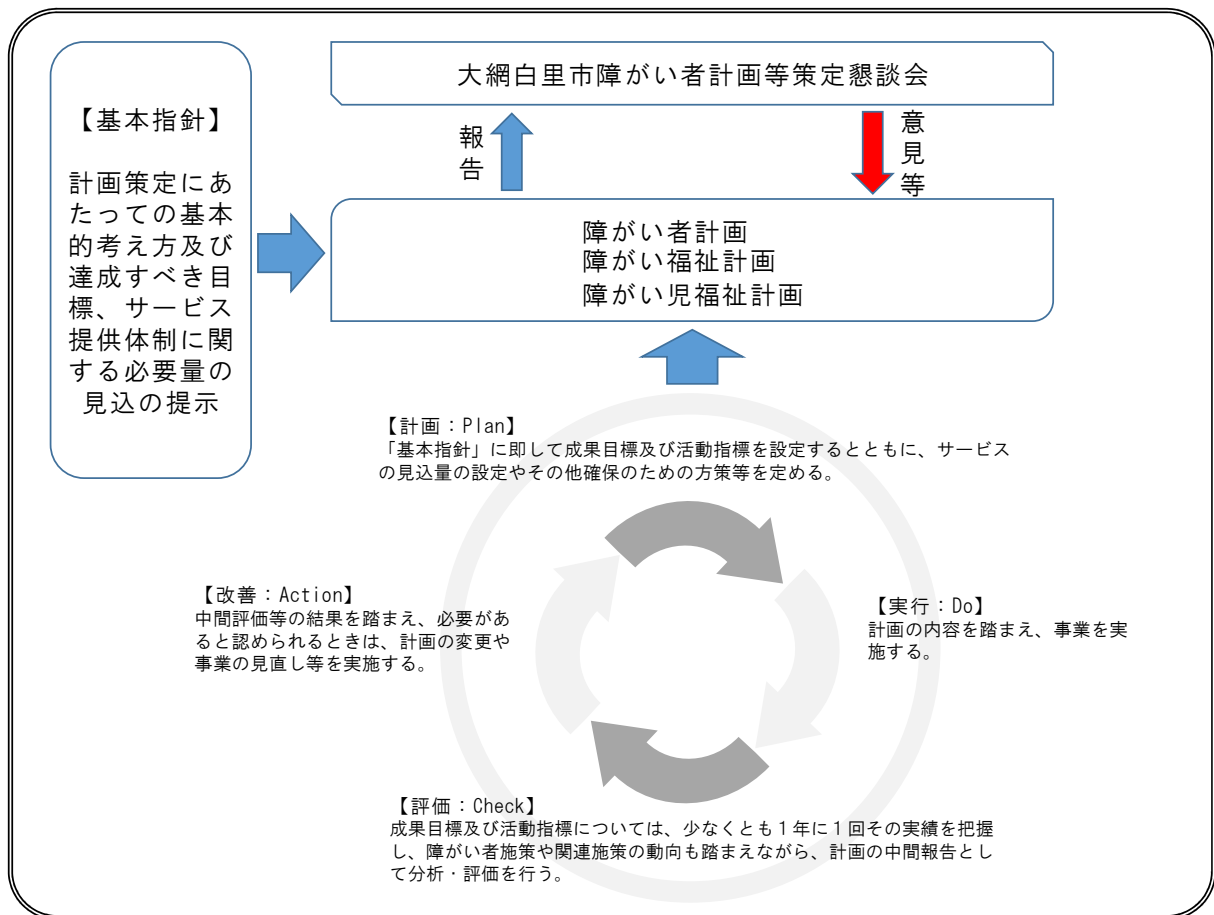
本計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことが必要です。

そのため、市民と行政、関係機関が連携し、市民全体で計画の推進を図ることを目的として、計画の評価・点検・課題事項の検討について、公募市民、障がい当事者、障がい者関係団体、学識経験者、福祉・医療関係者等の関連分野の関係者から成る「大網白里市障がい者計画等策定懇談会」において、各種事業の効果的な実施と、各種サービスの質の向上を目指し、計画の着実な推進を図ります。

また、山武圏域の市町や保健・医療関係者、障がい者団体、障がい福祉事業者等の障がい福祉関係機関で構成される「山武圏域自立支援協議会」から、計画の進捗についての助言や、法改正等の時流に沿った提言を受けることにより、社会に即した計画の運用に努めます。

(3) 計画の進捗状況の評価と見直し

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定(Plan)、計画に基づく取組(Do)、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで(Check)、その後の取組を改善する(Action)、一連のPDCAサイクルにより行います。





第

2 章

第3次障がい者計画

|| 1 基本理念

基本理念

ともに支えあい、だれもが安心して暮らせる 笑顔が輝くまち

障がいのある人もない人も、すべての市民がお互いの個性と人格を尊重し、ともに協力しあい、支えあいながら生活できる地域の実現が求められています。

こうした地域づくりのためには、市民が障がいのある人に偏見を持たず、地域社会の一員として受け入れ、支えていくことが重要です。

そのためには、「地域共生社会*」のもと、すべての市民が障がい者に対する理解を深めるとともに、障がいのある人が、その人に最もふさわしい支援を受けながら、自分らしく生きていけるよう、地域で支えあい、助けあっていく地域づくりが必要です。

また、障がいのある人が自らの能力を十分に発揮し、社会のすべての分野で活動できるような環境を整えることで、社会への参加を促進していくことが求められています。

すべての人が、ともに協力しあい、支えあいながら安心して充実した生活を送るとき、人は自然に笑顔が輝きはじめます。

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*など、すべての障がいのある人が、地域の人々とともに安心して暮らすことができ、笑顔のあふれるまち、そんなまちづくりをめざして、「ともに支えあい、だれもが安心して暮らせる 笑顔が輝くまち」を基本理念として、市民の皆様とともに計画を推進します。

2 基本目標

大網白里市は、前述の基本理念に基づき、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標 1	ともに生きる地域づくり
基本目標 2	自立を支援する基盤づくり
基本目標 3	いきいきと働き、参加できる社会づくり
基本目標 4	地域で育む支援体制づくり

基本目標 1 ともに生きる地域づくり

障がいのある人もない人も、ともに協力しあい、支えあって生きることのできる地域づくりが求められています。

そのため、地域のすべての人々が、障がいのある人への差別や偏見などの心の障壁（バリア）を取り払い、ともに生活していけるよう、様々な学習の場や交流の機会を拡充し、障がい者に対する理解を深めていきます。

また、障がいのある人が、地域で自立して生活していくためには、各種の福祉サービスや関係機関等の支援だけではなく、地域の人々の協力が必要です。

こうしたことから、障がいのある人を支えるボランティア等の育成と強化を図るため、障がいのある人の支援に必要な情報や知識を提供する体制を充実させるとともに、支援を求める障がいのある人と支援したいボランティア等の人々をつなぐしくみづくりを推進していきます。

基本目標 2 自立を支援する基盤づくり

障がいのある人も、地域の中で障がいの種別に合った適切なサービスを自ら選択して、安心して生活できる環境が求められています。

そのため、各種福祉サービスに関する情報提供体制の充実を図るとともに、相談を担当する職員の専門的知識の向上や、相談機関との連携の強化を推進します。

また、各種の福祉サービスの充実と多様化を図るとともに、障がいのある人だけではなく、その家族の身体的・精神的負担を和らげることができるよう、相談・支援体制の充実を図ります。

障がいのある人が、生涯にわたって、心身ともに健康に生活できる環境が求められています。障がいの早期発見から、早期療育、治療、各種のリハビリテーション*まで、ライフステージ*に応じて、障がいのある人を適切に支援していくことが重要です。

そのため、保健・医療サービスの充実を図るとともに、保健、医療、福祉の連携を強化し、総合的なサービス提供体制の充実を図ります。

基本目標 3 いきいきと働き、参加できる社会づくり

障がいのある人もない人も、地域で生きがいをもって、働くことのできる社会が求められています。

そのため、障がいのある人に対して、福祉的就労*の場の確保・充実や、一般就労*への移行支援等の様々な取組を充実させるとともに、民間企業での障がいのある人の雇用の促進を図ります。

また、障がいのある人に職を紹介するだけでなく、就職後も、仕事を継続できるよう、日常生活を営む上での問題等に対する支援を行い、就労の定着を図ります。

社会の様々な分野に、障がいのある人が、積極的に参加し、活躍できる社会が求められています。

障がいのある人もない人も、ともに、生涯学習から、スポーツ活動、地域活動まで幅広く活動に参加できるよう、情報提供・支援体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある人が、地域の中で、自由に移動し、安心安全に施設を利用できるようにユニバーサルデザイン*に配慮したまちづくりを推進します。

基本目標 4 地域で育む支援体制づくり

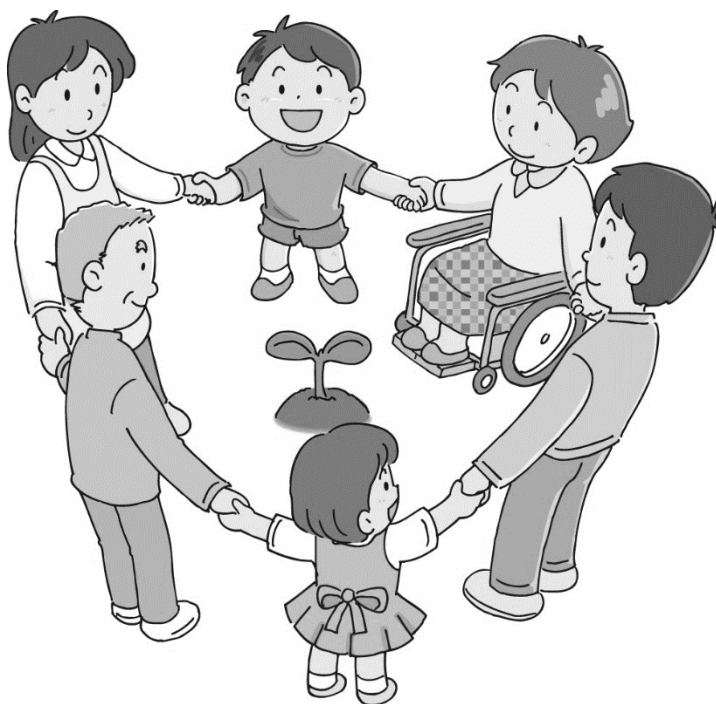
すべての人が地域で安心して暮らしていくために、行政が防災設備・制度を整えるとともに、市民の地域ぐるみの防犯への取組や、災害時の協力・支援体制の構築が求められています。

そのため、障がいのある人が地域社会において、安全で安心して生活することができるよう、市民の自助・共助体制の確立を促進し、防災・防犯対策や消費者被害からの保護等を推進します。

また、障がいのある子どもとない子どもがともに地域の中でいきいきと学び、健やかに育つことのできる社会が求められています。

そのため、保育所、幼稚園、小中学校が特別支援学校*と連携しながら、児童・生徒一人ひとりの障がいの種別に応じて、最も適切な教育が受けられるようにしていくとともに、子どもが障がいの有無に関わらずお互い交流し、ともに学びあえる環境づくりを進めます。

さらに、障がいのある子どもとその親の教育的ニーズを把握し、子どもの個性を伸ばし、その持てる能力を最大限に発揮できるよう、適切な進路指導を行っていきます。

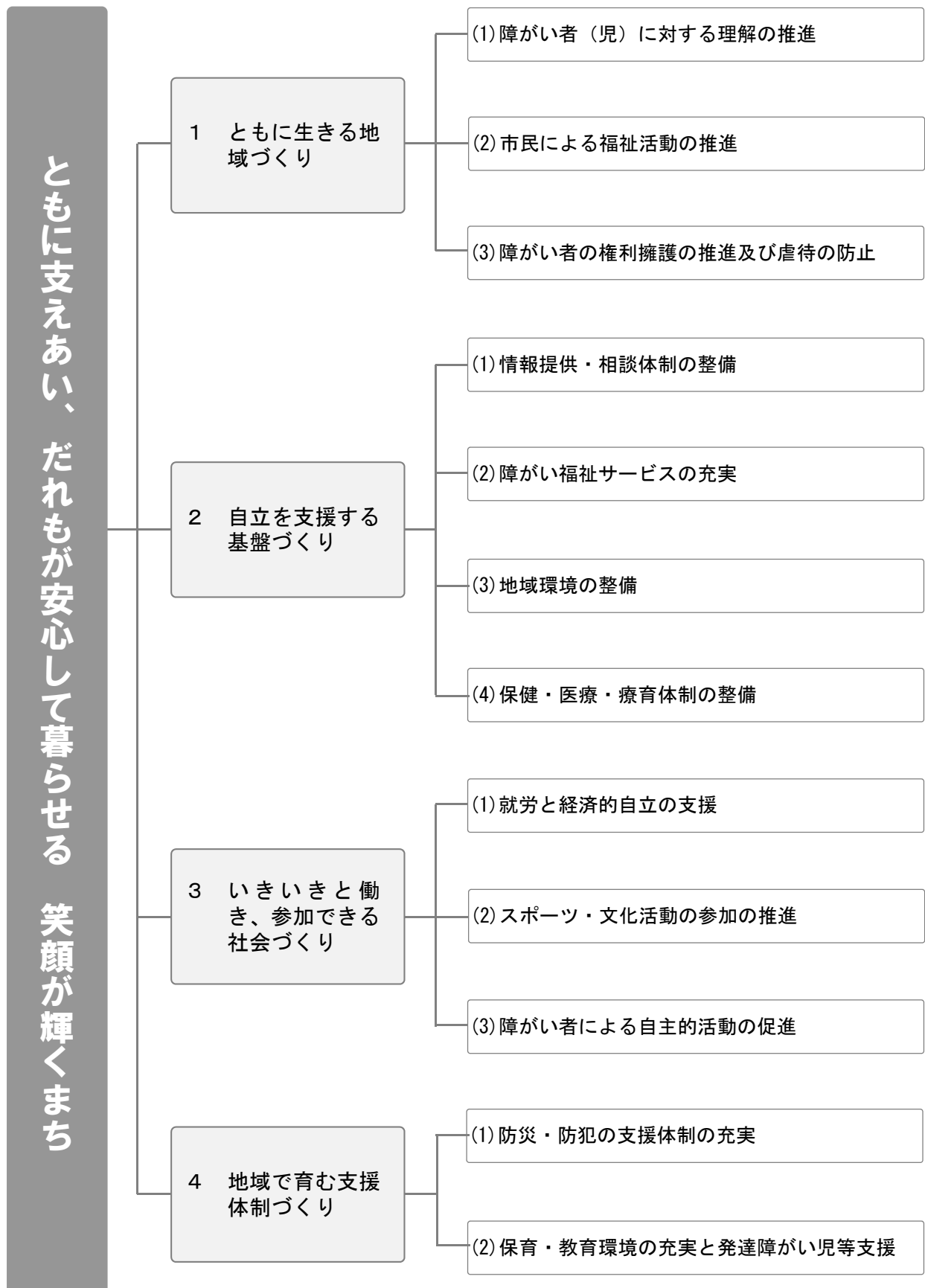


3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]



[具体的取組]

基本目標1 とともに生きる地域づくり

(1) 障がい者（児）に対する理解の推進

- 広報啓発活動の推進
- 福祉教育の推進
- 障がい理解の推進
- 交流教育の推進
- 障がいのある人に関するマークの普及
- 地域住民との交流と相互理解の促進

(2) 市民による福祉活動の推進

- ボランティア活動の推進
- 個人ボランティアに関する情報の提供の充実
- 障がい福祉関係団体の活動の推進

(3) 障がい者の権利擁護の推進及び虐待の防止

- 障がい者虐待の防止
- 障がい者虐待防止センターの設置
- 成年後見制度の利用の促進
- 障がい者差別解消の推進
- 日常生活自立支援の利用の促進

基本目標2 自立を支援する基盤づくり

(1) 情報提供・相談体制の整備

- 「市の広報やお知らせ」の充実
- 障がい者相談員の活用
- 情報提供体制の充実
- 相談支援事業の充実
- 手話通訳者の設置
- 手話奉仕員養成講座の開催
- アウトリーチ体制の充実
- 基幹相談支援センターの設置

(2) 障がい福祉サービスの充実

- 利用しやすい提供体制の確立
- 相談・指導の充実
- 障がい福祉サービスの推進
- 地域生活支援事業の推進
- 人材の育成

(3) 地域環境の整備

- 地域の事業所間の連携の強化
- 各種計画づくりへ参画するしくみづくり
- 地域生活支援拠点等の整備

(4) 保健・医療・療育体制の整備

- 保健・医療・福祉の連携
- 母子保健事業の推進
- 「山武地区子育て支援ファイルあおぞら」の活用
- 障がい児支援の提供体制の整備等
- 健康づくりの推進
- 成人保健事業の推進
- 医療サービスの充実

基本目標3 いきいきと働き、参加できる社会づくり

(1) 就労と経済的自立の支援

- 国・県との連携強化
- 障がい者雇用に対する理解の促進
- 障がい者就業・生活支援センターとの連携強化
- 就労環境の充実
- 優先調達の推進

(2) スポーツ・文化活動の参加の推進

- 文化活動への参加の促進
- 障がいスポーツの推進
- スポーツ活動・文化活動に伴う施設利用の推進
- スポーツ活動・文化活動関連行事の支援

(3) 障がい者による自主的活動の促進

- ユニバーサルデザインの推進
- 千葉県福祉のまちづくり条例の普及促進
- 道路環境・交通安全施設等の整備
- やさしいまちづくりの推進
- 移動ニーズに対する支援
- 経済的支援制度の周知
- グループホーム等入居者家賃助成

基本目標4 地域で育む支援体制づくり

(1) 防災・防犯の支援体制の充実

- 防災体制の確立
- 防犯対策の充実
- 日常生活支援体制の確立

(2) 保育・教育環境の充実と発達障がい児等支援

- 障がい児保育の充実
- 教育相談体制の充実
- 障がい児教育の充実
- 障がいのある子どもとない子どもとの交流の促進

第3章

施策の展開

基本目標1 とともに生きる地域づくり

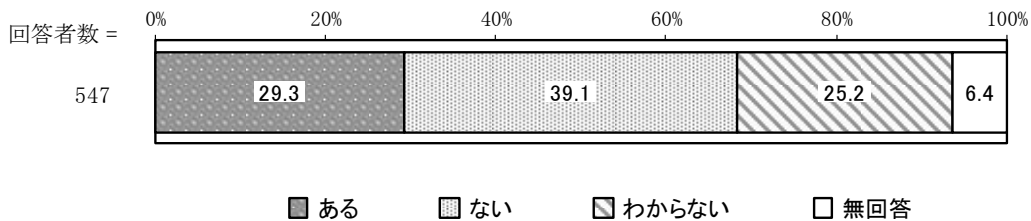
(1) 障がい者（児）に対する理解の推進

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「差別・偏見・疎外感を感じることの有無」については、全体では「ある」が29.3%、「ない」が39.1%、「わからない」が25.2%となっています。

【障がいを理由とする差別・偏見・疎外感】



コラム 障がいへの理解を深めるためには

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査では、「障がいへの理解が足りない」という意見が出ています。また、障がいのある人への市民の理解を深めるためには、「学校での福祉人権教育を充実する」「障がいに関する講演会や学習会などを開催する」「企業が積極的に福祉活動に携わる」などの意見が出ています。

【今後の取組】

障がい者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、発達障がい*、高次脳機能障がい*、難病*その他の心身の機能に障がいのある人が「障がい者」と定義されており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。

さらに、平成25年6月には障がい者差別解消法が公布（平成28年4月施行）され、障がい者の権利擁護*のための法整備が進んでいます。

しかし、福祉に関するアンケート調査結果では、「障がい者差別解消法」について、「知っている」と回答した人の割合が約3割となっています。また、「差別・偏見・疎外感を感じる」と回答した人の割合も約3割となっています。

障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリー*を推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指します。

施策の方向性

- 障がいのある人に対する差別や偏見をなくすため、啓発や広報活動を通じ、福祉教育や差別解消の取組を推進します。
- 社会的障壁の除去を必要としている場合の合理的配慮*の実践に向けた取組を推進します。

具体的事業

事業名	事業内容
広報啓発活動の推進	「障がい者週間*」、「障がい者雇用促進月間*」、「精神保健福祉普及運動*」等について、障がい者団体や関係機関と連携し、行事や市広報紙等を活用した広報啓発を通して、障がいのある人に対する市民の理解と認識を深めます。
福祉教育の推進	あらゆる世代の人に障がいに対する理解を推進するために、市民が障がい知識に触れる機会をつくるよう努めるとともに、早期からの障がい者理解を促すため、障がいに関する知識の学習・理解について、小学校・中学校と連携し、推進します。
障がい理解の推進	市民等に対して、広報紙、発行物等を利用して障がいについての知識の普及を図るとともに、体験学習・研修・手話講座等様々な研修会を関係機関と連携して実施し、障がい福祉に対する理解を推進します。

事業名	事業内容
交流教育の推進	<p>保育所・幼稚園及び小・中学校の児童・生徒と障がいのある人たちとの交流の機会確保を促進することにより、障がい者に対する理解の普及を図ります。</p> <p>また、発達段階や各学校の実態にあわせ、障がい者に対する理解が深まるような機会を確保し、理解の普及を図ります。</p>
障がいのある人に関するマークの普及	<p>行政や民間団体等により設けられている、「身体障がい者標識」「聴覚障がい者標識」「ほじょ犬マーク」「ヘルプマーク*」など各種の障がいのある人に関するマークや、車椅子使用者駐車施設の適正な利用についての普及に努めます。</p>
地域住民との交流と相互理解の促進	<p>障がいのある人が社会の一員として地域で役割を持つことができるよう、障がいのある人が地域で活動できる機会の提供に努めます。</p>

(2) 市民による福祉活動の推進

現状と課題

コラム ボランティア活動の推進に向けて

障がい者関係団体・事業者への書面ヒアリング調査では、これからの障がい福祉に必要なこととして、「障がいのある人が地域で生活するために必要な体制を整える」との意見があがっています。

障がいのある人が地域で生活していくために、地域の担い手として地域を支えるボランティアによる支援が重要となっています。



【今後の取組】

障がいのある人が、地域の中で安心して生活していくためには、地域の人々との支えあいが必要であり、日頃から地域の人々が障がいのある人と交流し、見守り、支援していくことが大切です。

こうした地域の交流は、障がいのある人をはじめ、高齢者や子どもを含めたすべての人々の地域への支えあいへと広げていく必要があります。地域の人々の理解、協力のもとに、災害等があったときでも安全が確保できるよう、支えあいの地域づくりを推進します。

施策の方向性

- ボランティア活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

具体的事業

事業名	事業内容
ボランティア活動の推進	ボランティア活動に参加し、障がい者（児）と直接触れ合うことは、障がい者（児）への理解を深め、障がい者（児）に優しい福祉社会を築くうえで大きな役割を果たします。 こうした視点に立ち、ボランティア活動に対する関心を高めることによる積極的なボランティア活動への参加を促進するほか、ボランティア団体の活動拠点であるボランティアセンターを運営する社会福祉協議会と連携し、勉強会や研修の開催によるボランティアの育成、ボランティアに関する情報提供や相談の一元化・活動のコーディネート、目の不自由な人との交流を促進する朗読・点字ボランティア活動の支援など、さまざまな活動を推進していきます。
個人ボランティアに関する情報の提供の充実	個人ボランティアの活動を促進するため、ボランティア情報の提供を強化するなど、関係機関と協議のうえ個人ボランティア登録制度の導入を図ります。
障がい福祉関係団体の活動の推進	当事者団体や家族団体、市民活動団体等について、広報紙等を用いた周知や、各団体の相互交流への協力、共同活動を検討すること等により、その自発的活動を推進します。



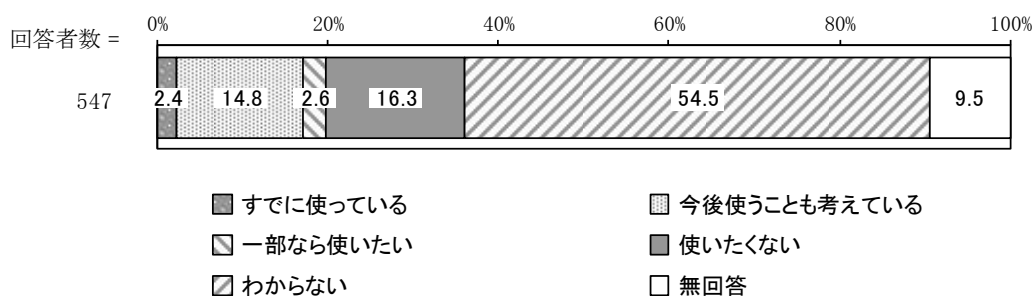
(3) 障がい者の権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「成年後見制度*の利用に対する考え」については、全体では「わからない」が54.5%で最も高く、次いで「使いたくない」が16.3%、「今後使うことも考えている」が14.8%等となっています。

【成年後見制度の利用に対する考え】



コラム 障がいのある人の権利を守るために

障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「障がい者虐待防止法」という。）や障がい者差別解消法が施行されましたが、障がいのある人への虐待や差別は、社会問題となっています。

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査でも、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深める」ことが求められており、障がいのある人の権利の擁護体制の充実が求められています。



【今後の取組】

障がいのある人が住み慣れたまちで安全に暮らしていくためには、「権利擁護*」の体制がしっかりと確立されていることが欠かせません。「障がい者虐待防止法」、「障がい者差別解消法」や「成年後見制度利用促進法」等さまざまな法律が整備され、障がいのある人の権利を擁護する体制が整いつつあります。

しかし、福祉に関するアンケート調査結果では、「成年後見制度*の利用」について、「わからない」と回答した人の割合が5割以上となっています。

障がい者に対する権利擁護*支援においては、長期にわたる意思決定支援や身上保護、見守りが重要であり、利用者の障がい特性を理解し、継続的に支援することが求められます。

成年後見制度*等の権利擁護*に関わる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援に努めます。

施策の方向性

- 障がいのある当事者の自己決定を尊重する観点から、成年後見制度*等の利用を促進します。
- 近年社会的問題にもなっている障がい者虐待の防止及び早期発見のための体制を整えます。

具体的事業

事業名	事業内容
障がい者虐待の防止	障がいのある人が尊厳を保ち、安心して暮らしていけるよう、関係機関と連携したネットワークによる虐待防止体制を築くとともに、被虐待者の一時避難先となる居室を確保します。
障がい者虐待防止センターの設置	障がい者虐待防止センター*を設置し、虐待の早期発見・早期対応ができるよう関係機関との連携を図るとともに、これらの周知・啓発に努めます。
成年後見制度の利用の促進	障がい等のために判断能力が十分でない身寄りのない障がい者の権利を保護・支援するために、成年後見制度*の利用を促進します。
障がい者差別解消の推進	(1) 障がい者差別解消支援地域協議会での協議を踏まえ、広く市民、事業者に対して障がい者差別や合理的配慮*等の具体的な事例を紹介するなどにより、法の趣旨の普及と障がいに関する理解の促進を図ります。 (2) 市役所の職員に対する周知・啓発を行い、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮*の提供について職員の意識向上に努めます。

事業名	事業内容
日常生活自立支援の利用の促進	<p>認知症高齢者をはじめ知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が十分でない人が各種手続きの代行や財産管理等を適切に行えるように「日常生活自立支援事業*」に基づき、障がい者（児）等の権利を擁護するための支援を推進します。</p>



基本目標2 自立を支援する基盤づくり

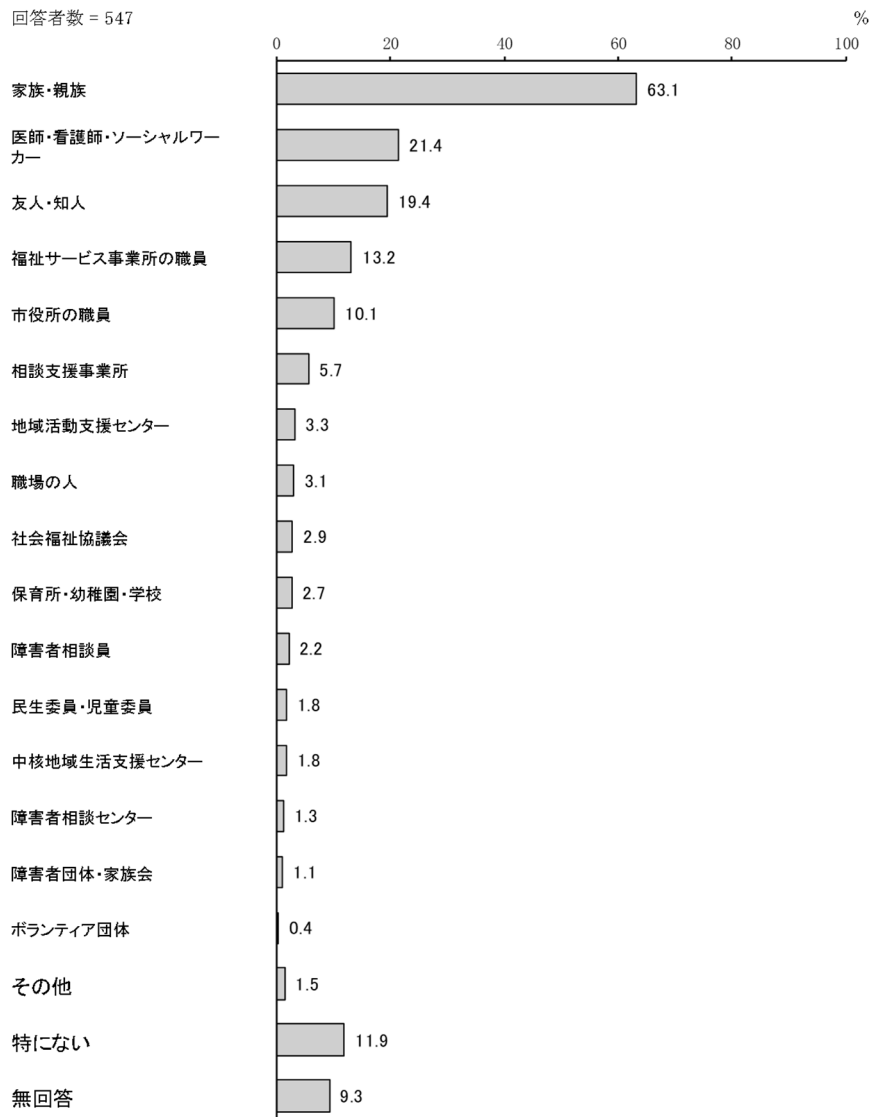
(1) 情報提供・相談体制の整備

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「困ったときの相談先」については、全体では「家族・親族」が63.1%で最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー」が21.4%、「友人・知人」が19.4%等となっています。

【困ったときの相談先】



コラム 情報提供の充実と相談体制が求められています

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査では、地域の課題として、「障がい福祉の情報が行き渡っていない」という意見が出ています。また、障がいのある人からの相談の内容も多岐にわたっています。

障がいのある人が、いつでも何でも相談できる窓口の整備とともに、一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるよう、情報提供の充実を図っていく事が求められています。



【今後の取組】

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが何より重要です。

福祉に関するアンケート調査結果では、「困った時の相談先」について、「家族・親族」と回答した人の割合が高く、公的機関等への相談の割合は低くなっています。また、どんな相談にも応じる総合窓口が求められていることから、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じた適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

それぞれの障がいによって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられます。

障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするために、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めます。

施策の方向性

- 障がいのある人の相談内容については、複雑化し、専門性の高い対応が求められる場合もあることから、関係機関との連携の強化による切れ目のない相談支援を行うとともに、質の向上を図ります。
- 障がいのある人が、相談機関や福祉サービス、生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう、障がいの特性に応じた情報提供の充実を図ります。

具体的事業

事業名	事業内容
「市の広報やお知らせ」の充実	市広報紙やホームページ、障がい福祉のしおり等で提供している障がい者関係の情報の見直し・更新を行い、より一層わかりやすい情報の提供に努めます。
障がい者相談員の活用	障がいのある人の更生援護の相談、必要な指導や援助を行います。また、相談員について広報紙等で広く周知に努めるとともに、新たな相談員の育成を推進します。
情報提供体制の充実	手帳の新規取得や再交付の際又は種々の相談を受けた際に、一人ひとりの状況に対応したサービスの内容を説明し、各種支援制度の周知の徹底に努めます。
相談支援事業の充実	指定相談支援事業者や中核地域生活支援センター*、千葉県発達障がい者支援センター等の相談支援を行う事業者・関係機関と連携し、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、障がい者（児）に対する情報提供の充実を図ります。
手話通訳者の設置	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の相談を受けるため、手話通訳者を設置します。
手話奉仕員養成講座の開催	聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者など、コミュニケーション支援を必要とする障がい者のため、手話奉仕員を養成するための講座を開講します。
アウトリーチ体制の充実	医療行為や福祉サービス等の支援に繋がっていない又は中断してしまった障がい者に対して訪問支援等を行う「アウトリーチ*」について、専門職を確保し、体制の充実を図ります。
基幹相談支援センターの設置	地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務、相談支援事業所間の連絡調整、関係機関の連携の支援等の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター*」の設置に向けた検討を行います。



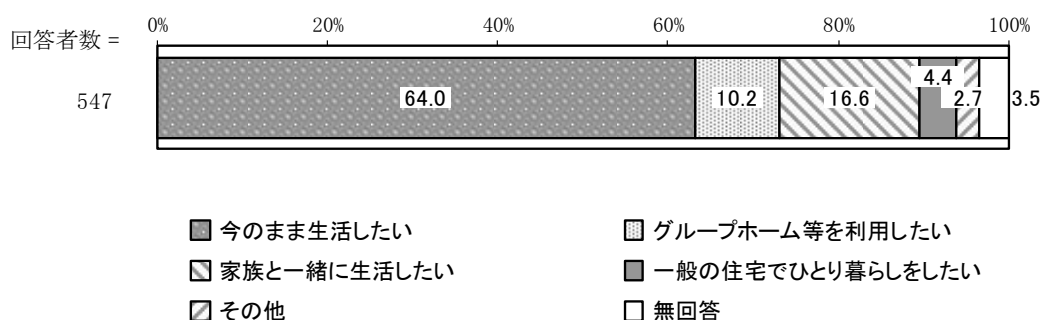
(2) 障がい福祉サービスの充実

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「将来の生活の希望」については、全体では「今のまま生活したい」が64.0%で最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が16.6%、「グループホーム*等を利用したい」が10.2%等となっています。

【将来の生活の希望】



コラム 必要なサービスを必要な時に受けられる体制づくり

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査から、障がいのある人は、今以上に様々なサービスを利用したいと思っていることがうかがえます。

障がい福祉で必要なこととして、「一人ひとりの障がいに合った支援を受けられるようにする」という意見も出ています。

障がいのある人が、必要な時に、必要なサービスを受けることのできる体制づくりが求められています。

【今後の取組】

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

福祉に関するアンケート調査結果では、「将来の生活の希望」について、「今のまま生活したい」と回答した人の割合が高くなっています。

地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、相談体制の強化、各種在宅サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことを目指します。

施策の方向性

- 障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人が主体的に必要なサービスを選択できるよう、日常生活を支援するための福祉サービスを障がい特性に合わせて総合的に提供します。

具体的事業

事業名	事業内容
利用しやすい提供体制の確立	障がい福祉サービスと介護保険サービスとの関連性を重視し、介護保険制度との連携を図ります。障がい者やその家族が安心して障がい者総合支援法に基づくサービスを円滑に利用できるよう、定期的な情報収集を行うとともに、市民、事業者と連携します。
相談・指導の充実	障がいのある人が、地域において安心して生活できるよう、中核地域生活支援センター*や指定相談支援事業者等と連携し、相談体制の強化に努めるとともに、障がい者（児）とのコミュニケーションや情報提供の手段の確保を図ります。
障がい福祉サービスの推進	障がいのある人が自立した生活を営み、社会参加が行えるよう、障がいのある人のニーズを的確に把握し、必要な障がい福祉サービスが適切に提供されるよう、提供体制の推進に努めます。
地域生活支援事業の推進	障がいのある人がその能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業の推進に努めます。
人材の育成	各種の支援において基本となる人材を確保するため、経験を活かして安定して働ける職場環境の実現に取り組むとともに、学生等の若い世代に対し、福祉現場の魅力ややりがいを伝えるための広報等を積極的に行います。また、千葉県や近隣市町、社会福祉協議会と連携し、専門職の養成・資質向上に必要な講座・実習等の開催及び参加を推進します。

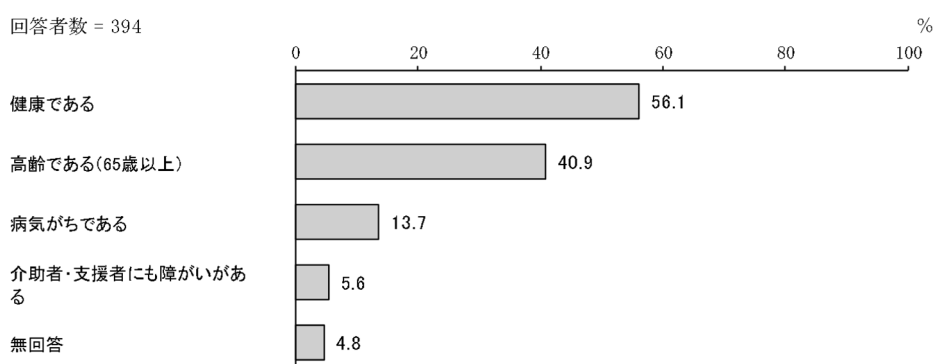
(3) 地域環境の整備

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「介助者・支援者の健康状態」については、全体では「健康である」が56.1%で最も高く、次いで「高齢である(65歳以上)」が40.9%等となっており、介助者・支援者の高齢化がうかがえます。

【介助者・介護者の健康状態】



コラム 地域生活支援拠点等とは

地域生活支援拠点*等とは、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことです。

居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としています。



【今後の取組】

障がいのある人が、地域の中で安心して生活するためには、その生活の基盤である地域社会の環境を整えていくことが求められています。

中でも、住民同士の交流や健康づくりだけでなく、障がい者の生活を地域全体で支えていくための、相談体制や緊急時に対応できる体制の構築などが望まれています。

地域福祉を持続的に発展させていくために、地域生活支援拠点*等の整備を検討していく必要があります。

施策の方向性

- 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築していきます。

具体的事業

事業名	事業内容
地域の事業所間の連携の強化	事業所の参加できる協議体の活用や、職員間の交換研修等を企画し、事業所間の交流の促進による地域福祉連携体制の構築・強化を推進します。
各種計画づくりへ参画するしくみづくり	身近な地域の中で、障がいのある人自身も地域住民の一員として各種計画づくりに参画できるよう支援していきます。
地域生活支援拠点等の整備	自立支援協議会等の場を活用しながら、障がいのある人のニーズや既存サービス提供施設の整備状況を検討した上で、市内の障がい者支援施設を中心として、グループホーム*等の居住支援機能やコーディネート、ショートステイ等の地域支援機能等、障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、総合的な相談支援機能を統合した地域生活支援拠点*の整備を推進します。 また、3市3町による面的整備についても検討していきます。

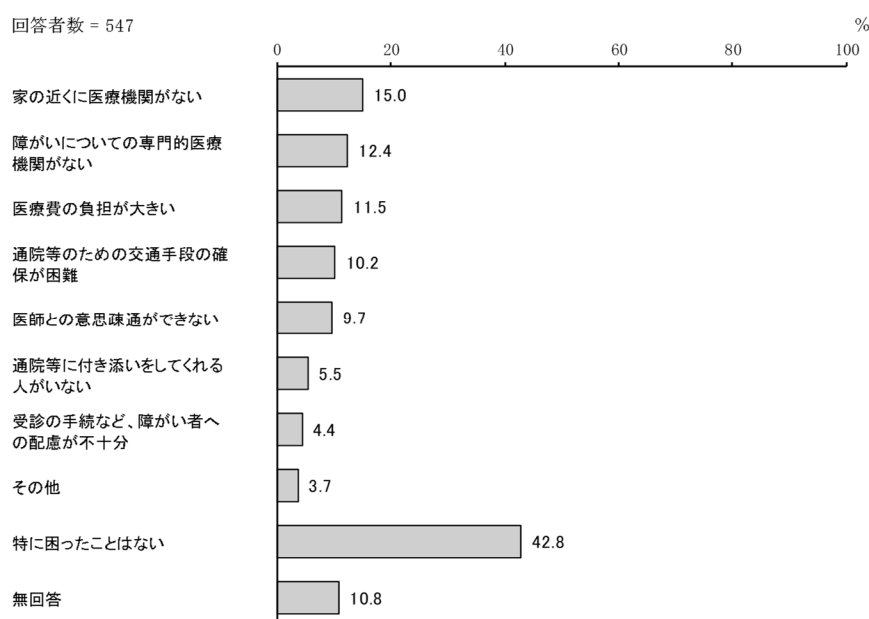
(4) 保健・医療・療育体制の整備

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「医療機関で困っていること」については、全体では「家の近くに医療機関がない」が15.0%で最も高く、次いで「障がいについての専門的医療機関がない」が12.4%、「医療費の負担が大きい」が11.5%等となっています。

【医療機関で困っていること】



コラム 健康・治療について相談が多い

障がい者関係団体・事業者への書面ヒアリング調査から、障がいのある人本人や家族から受ける相談として、「健康・治療のこと」という意見があがっています。

保健・医療等との連携を図り、健康づくりや治療について、気軽に相談でき、支援することのできる体制が求められています。



【今後の取組】

障がい者を軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーション*が重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

福祉に関するアンケート調査結果では、「医療機関で困っていること」について、「家の近くに医療機関がない」「障がいについての専門的医療機関がない」「医療費の負担が大きい」などと回答した人の割合が高くなっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点*等の整備検討とあわせて、保健・医療・療育等の関係機関の連携強化を図ります。

施策の方向性

- 身体障がいのある子ども、知的障がいのある子ども、発達障がい*のある子どもにとって、障がいの早期発見と早期療育が重要であり、健康診査等の機会を通じ、適切な支援や療育につなげます。
- 身近な地域で専門性の高いリハビリテーション*や医療サービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図るとともに、各医療機関における連携の強化を図ります。

具体的事業

事業名	事業内容
保健・医療・福祉の連携	障がい者福祉は、さまざまな分野が連携し、協力が重要です。援護を必要とする障がい者、高齢者等、利用者の立場に立った保健・医療・福祉三位一体の包括システムの推進に努めます。
母子保健事業の推進	障がいの発生と予防、早期発見のため、妊産婦や乳幼児に対する健康診査及び保健指導活動等の充実を関係機関と連携のうえ、推進します。 (1) 妊婦健康診査の助成を継続し、定期的受診を勧奨します。 (2) 乳幼児健診を維持し、必要に応じて医療機関での精密検査や教室、個別指導につなげます。また、3歳児健康診査において特別支援教育コーディネーター*による専門的な指導を実施します。 (3) 妊産婦、新生児・乳児の家庭訪問や個別相談等を推進します。
「山武地区子育て支援ファイルあおぞら」の活用	「山武地区子育て支援ファイルあおぞら」を活用して、乳幼児期から成人期までのライフステージ*に対応した支援を推進します。

事業名	事業内容
障がい児支援の提供体制の整備等	障がい児について情報提供や相談支援等によりその家庭や家族を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の在宅支援の充実を図ります。
健康づくりの推進	保健サービスを提供していくために保健・医療・福祉の各窓口や担当者との連携を図り、市民の健康づくりを推進します。
成人保健事業の推進	<p>高齢化の進行に伴い、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病は、今後ますます増加するものと予測されます。このため、その疾病予防の取組として、関係機関と連携し、特定健康診査*等の健康診査等の普及・啓発に努めます。</p> <p>(1) 健康ポイント事業を推進し、健診の受診や自身の健康づくりの意識向上を図ります。</p> <p>(2) 食生活改善協議会の協力を得ながら食生活の改善の普及啓発活動を継続します。また、運動教室を継続します。健康ポイント事業の周知や広報により、生活習慣病予防に関する情報を提供します。</p> <p>(3) 生活習慣病予防の出前講座や骨量測定後に栄養士による指導を行います。</p>
医療サービスの充実	<p>(1) 相談体制の強化 障がいの早期発見及び早期療育のための相談体制の強化を図ります。</p> <p>(2) リハビリテーション体制の強化 疾病や事故等の後遺症により心身の機能が低下している障がい者に対し、日常生活自立を促進・援助するため、リハビリテーション*の充実を図り、障がい者に対して、関係機関と連携し、機能訓練の提供に努めます。</p> <p>(3) 医療費助成制度の充実 重度の障がい者（児）が必要な医療を受けられるよう、医療費の助成による経済的な負担の軽減を図ります。また、こうした負担軽減策が周知され、必要な障がい者（児）にもれなく提供されるよう、情報の周知・啓発に努めます。</p> <p>(4) 受診サポート手帳の活用 知的障がい者（児）が医療機関との意思疎通を円滑に図る際に利用されている「千葉県受診サポート手帳」について、関係機関と連携し普及に努めます。</p> <p>(5) 心身障がい児者歯科巡回指導事業（ビーバー号事業）の活用 千葉県が施設や在宅の心身障がい者（児）の口腔保健対策として実施している、巡回歯科診療車（ビーバー号）による定期的な歯科検診や歯科保健指導、介護者への口腔衛生思想及び技術の普及などを行う心身障がい児者歯科巡回指導事業（ビーバー号事業）について、関係機関と連携し、利用の促進に努めます。</p>

基本目標3 いきいきと働き、参加できる社会づくり

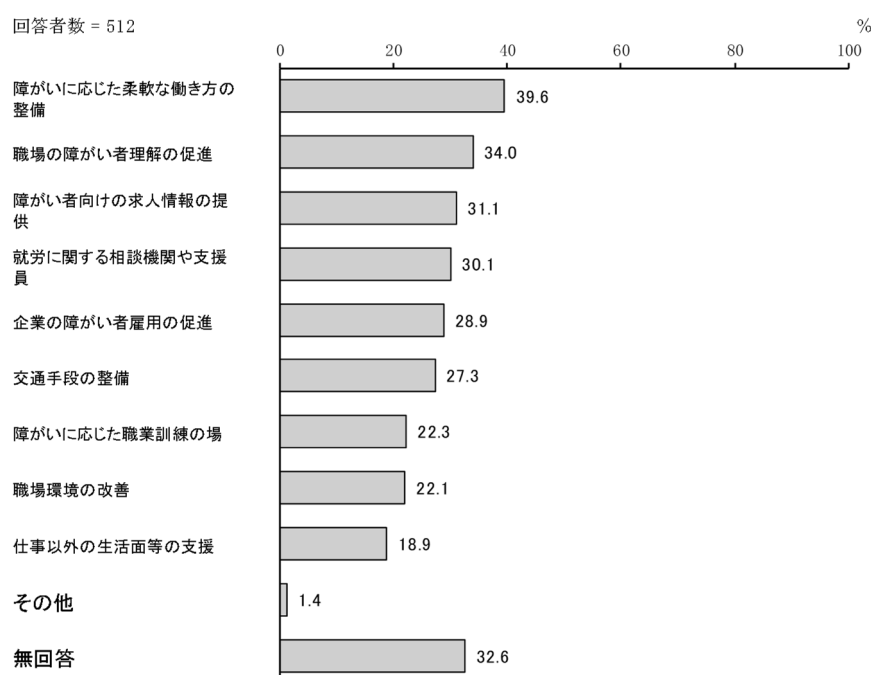
(1) 就労と経済的自立の支援

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

18歳以上の方の「就業に必要なこと」については、全体では「障がいに応じた柔軟な働き方の整備」が39.6%で最も多く、次いで「職場の障がい者理解の促進」が34.0%、「障がい者向けの求人情報の提供」が31.1%等となっています。

【就業に必要なこと】



コラム 障がいのある人が働きやすい就労環境づくり

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査では、障がいのある人が働くためには、「障がいのある人に適した仕事が提供されること」「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」「職場へ通う手段（公共交通機関・送迎バス）や通勤費補助があること」などの意見があがっています。

障がいのある人が自立した生活を送るためにも、就労環境の充実を図っていくことが必要です。

【今後の取組】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。

福祉に関するアンケート調査結果では、「就業に必要なこと」について、「障がいに応じた柔軟な働き方の整備」「職場の障がい者理解の促進」「障がい者向けの求人情報の提供」などと回答した人の割合が高くなっています。

障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいつくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。

障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に努めます。

施策の方向性

- 障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、一般就労*や就労先への定着に向けた支援を実施します。
- 障がいのある人が障がいの特性や能力に応じて、多様な働き方ができるように、就労継続支援施設等において、就労の場の確保を図ります。

具体的事業

事業名	事業内容
国・県との連携強化	国・県の機関であるハローワーク*・千葉障がい者職業センターや障がい者高等技術専門校との連携を強化します。
障がい者雇用に対する理解の促進	当事者団体や就労系事業所、作業所等との情報の共有や連携・協力を図りながら、企業等への啓発活動の展開に努めます。
障がい者就業・生活支援センターとの連携強化	就業とそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある人に対して、センター窓口、職場・家庭訪問等によって職業面と生活面の一体的な支援を行う障がい者就業・生活支援センターとの連携を強化し、障がいのある方の職業的自立の実現を図ります。
就労環境の充実	民間企業等の障がい者雇用促進を図るために、自立支援協議会と連携を取りながら情報発信等の活動を行うことにより、障がい理解を進め、雇用環境の改善について支援します。
優先調達の推進	障がい者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、需要を増進することで、障がい者就労施設等で就労する障がい者の自立の促進を図ります。

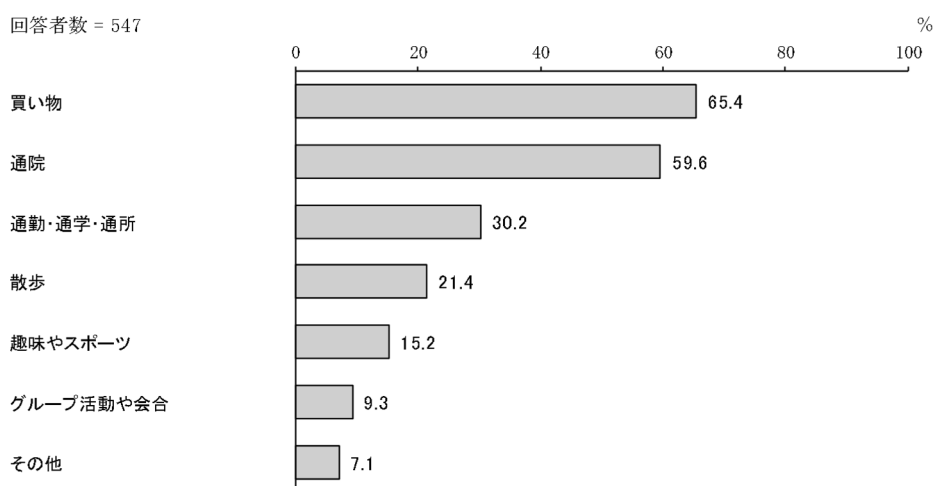
(2) スポーツ・文化活動の参加の推進

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「外出目的」については、全体では「買い物」が65.4%で最も高く、「趣味やスポーツ」が15.2%となっています。

【介助者・介護者の健康状態】



コラム 社会参加がしやすい環境が整いつつあります

国における障がい者基本計画（第4次）では、2020東京パラリンピックを契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進していくこととなっています。

また、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律が施行されるなど、障がいのある人がスポーツや文化活動に参加しやすい環境が整いつつあります。



【今後の取組】

平成30年6月に「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加への促進が示されました。

スポーツ、レクリエーション、芸術文化活動等の事業を充実させ、障がいのある人同士や障がいのある人とない人が、気軽に活動に参加し、交流できるような環境づくりに取り組みます。

施策の方向性

- 安全かつ有効に活用できる生涯学習活動の場の充実を図るとともに、スポーツ・文化・レクリエーション活動を通して障がいのある人と地域とのふれあい、社会参加や生きがいつくり活動を支援します。



具体的事業

事業名	事業内容
文化活動への参加の促進	<p>(1) 施設の改善・整備 障がい者（児）の文化活動への参加を促進するために、既存の社会教育施設等について障がい者（児）が利用しやすいように施設の改善・整備を促進します。</p> <p>(2) 各種事業の実施 障がい者（児）や障がい者団体のニーズを踏まえながら、障がい者（児）の日常的な余暇活動や文化・芸術・生きがい活動等に関わる各種の事業を推進します。</p> <p>(3) 指導者・ボランティアの養成 障がい者（児）や障がい者団体が行う各種の文化・芸術・生きがい活動を支援・指導できる指導者・ボランティアを養成するために必要な研修を推進します。</p>
障がいスポーツの推進	<p>(1) 施設の改善・整備 障がい者（児）のスポーツの振興を図るために、障がい者（児）の利用に配慮した施設の整備を関係課と連携し推進します。また、既存の施設についても障がい者（児）が利用しやすくなるように施設の改善を関係課と連携し促進します。</p> <p>(2) スポーツ活動への支援 障がい者（児）がスポーツに興味を持ち、気軽に参加できるよう、スポーツ活動の周知を図るとともに障がい者団体等が行うスポーツ活動を通じた仲間づくりを支援します。</p> <p>(3) 指導者・ボランティアの養成 障がい者（児）が行うスポーツ活動を支援・振興するために、障がいを理解して適切な指導等ができる指導者・ボランティアの養成を図ります。そのための研修等を関係課や関係機関と連携し検討します。</p>
スポーツ活動・文化活動に伴う施設利用の推進	<p>スポーツ活動や文化活動を目的とした障がい者団体等の市有料施設の減免制度の導入について推進します。</p>
スポーツ活動・文化活動関連行事の支援	<p>障がい者関係団体等が主催するスポーツ活動・文化活動関連行事を支援し、発表機会の確保と充実に努めます。</p>

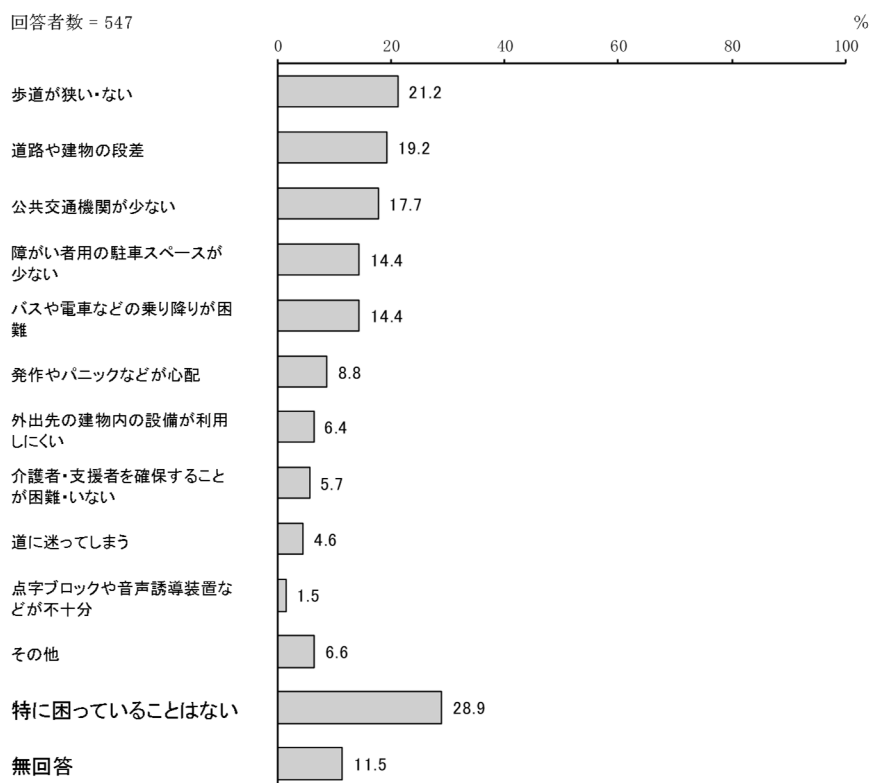
(3) 障がい者による自主的活動の促進

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「外出で困っていること」については、全体では「歩道が狭い・ない」が21.2%で最も高く、次いで「道路や建物の段差」が19.2%、「公共交通機関が少ない」が17.7%等となっています。

【外出の際に困ること】



コラム 誰もが生活しやすいまちづくり

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査では、障がい福祉で必要なこととして、「ガイドヘルパー*の養成や福祉タクシー、リフト付タクシーなどの移動手段への支援対策を充実する」の意見があがっています。

障がいのある人だけでなく、すべての人が生活しやすい生活環境を整備していくことが重要となっています。



【今後の取組】

障がいのある人の視点に立って施策が立案され、実施されるために、障がいのある人やその家族の意見・要望を反映していけるようなしくみを構築することが求められています。

福祉に関するアンケート調査結果では、「将来必要な介助・支援」について、「外出」と回答した人の割合が高くなっています。また、「外出で困っていること」については、「歩道が狭い・ない」、「道路や建物の段差」などと回答した人の割合が高くなっています。

障がいのある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー*化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

施策の方向性

- 障がいのある人が安心して生活できるよう、建築物、公共交通機関等のバリアフリー*化を推進するとともに、ユニバーサルデザイン*の考え方にに基づき障がい者に配慮したまちづくりを推進します。
- 外出の際の移動などの支援により、社会活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

具体的事業

事業名	事業内容
ユニバーサルデザインの推進	障がいの有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ、都市や生活環境をデザインするというユニバーサルデザイン*の考え方の普及促進を図ります。
千葉県福祉のまちづくり条例の普及促進	千葉県福祉のまちづくり条例に基づく福祉的配慮が、公共施設はもとより民間建築物を含め全市的に実行されるよう、周知徹底と理解の促進に努めます。
道路環境・交通安全施設等の整備	障がい者が安全かつ快適に利用できるよう、バリアフリー*化等、快適な歩行空間への配慮を行いながら、地域の実情に応じた道路環境整備に努めていきます。また、交通安全の促進を図るため、施設等の整備を県警等に対し要望していきます。
やさしいまちづくりの推進	障がい者（児）や高齢者が安全に安心して自立した社会的生活を送れるように、行政と市民及び企業等が一体となって「やさしいまちづくり」を推進する必要があります。そのために、建物や公園等が、障がい者（児）に利用しやすくなっているか、障がい者（児）を含む市民と行政とが一体となって福祉マップの作成を行います。

事業名	事業内容
移動ニーズに対する支援	<p>障がい者（児）が安心して外出・社会参加できるように、障がい者（児）に易しい移動手段の確保を促進します。</p> <p>(1) 障がい者（児）に配慮したタクシーの確保と活動 タクシー会社に対して、障がい者（児）の利用に関する運転手研修等の支援を行うとともに、改造車輛の導入を要請し、障がい者（児）に配慮したタクシーの充実を図ります。</p> <p>(2) ガイドヘルパーの確保と活動 視覚障がい者（児）の外出を支援するガイドヘルパー*の確保と活用を図ります。そのために、ホームヘルパーの養成研修の推進を図ります。</p> <p>(3) スロープ付き自動車の導入 障がい者（児）の移動手段の充実を図るために、スロープ付き自動車の貸し出しを継続して実施します。</p> <p>(4) 自動車による外出支援 自動車による外出を支援するため、運転免許の取得や自動車の改造への補助等の充実と利用促進を図ります。また、福祉タクシー助成制度について継続して実施します。</p> <p>(5) 移動支援事業等 障がい福祉サービスによる行動援護及び地域生活支援事業、福祉有償運送事業による移動支援を実施し、障がい者（児）の外出を支援します。</p> <p>(6) 公共交通機関の充実 路線バス・コミュニティバス等の公共交通機関について、運行の維持や利便性の確保に努めるとともに、障がい者の利用料金の減免を併せて実施します。</p> <p>(7) 特定目的のための移動に対する補助 求職活動や通所に必要な交通費など、障がい者の一定の自発的・自立的活動について、必要不可欠な費用の一部を助成することを検討します。</p>
経済的支援制度の周知	<p>障がい者や保護者・養育者の経済的・精神的負担を軽減するため、所得保障となる年金・手当制度、税金や公共料金の減免について、各種相談事業やパンフレット等を通じ、周知徹底に努めます。</p>
グループホーム等入居者家賃助成	<p>グループホーム*及び生活ホーム*等に入居されている障がいのある人の生活安定を図るために家賃を助成します。</p>

基本目標 4 地域で育む支援体制づくり

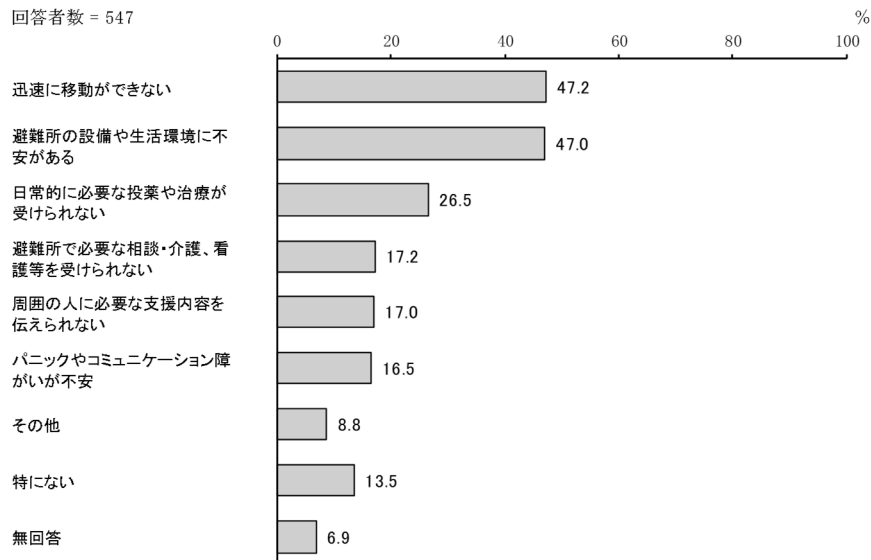
(1) 防災・防犯の支援体制の充実

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

「災害時に困ること」については、全体では「迅速に移動ができない」が47.2%で最も高く、次いで「避難所の設備や生活環境に不安がある」が47.0%、「日常的に必要な投薬や治療が受けられない」が26.5%等となっています。

【災害のときに困ること】



コラム 安心・安全な生活のための防災・防犯対策

障がい者関係団体への書面ヒアリング調査において、地域の課題として「障がいのある人の災害時に対する対策がとられていない」の意見が上がっています。また、これからの市の障がい福祉で必要なこととして、「消費者トラブルの防止や被害からの救済支援」が求められています。

障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災・防犯対策を充実していく事が重要となります。



【今後の取組】

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

福祉に関するアンケート調査結果では、「災害時の避難」について、「自分で避難ができない」と回答した人の割合が41.0%となっており、「災害時に助けてくれる人がいない」と回答した人の割合が17.4%、「災害発生時の避難場所を知らない」と回答した人が27.8%となっています。

また、災害時に困ることとして、「迅速に移動ができない」「避難所の設備や生活環境に不安がある」などの意見があがっています。

今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体での取組を進めていきます。

施策の方向性

- 障がいのある人が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や障がいのある人に対する適切な避難支援、その後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策を充実します。
- 防犯知識の普及に努めるとともに、地域住民や関係機関との連携により、防犯ネットワークの確立を図ります。

具体的事業

事業名	事業内容
防災体制の確立	(1) 防災知識の普及、防災訓練の充実 障がい者やその家族に対してパンフレットやチラシなどを配布し、災害に対する基礎知識の普及に努めるほか、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけ、避難場所等への円滑な避難の確保に努めます。 また、防災訓練の参加者へアンケート調査を実施し、防災対策のあり方について継続的に見直しを行います。 (2) 障がい者等へ配慮した避難所の確保 障がい者が安心して避難所生活が過ごせるよう、災害の規模や職員等の配備体制を考慮したうえで、優先的に開設する避難所に必要に応じて福祉避難所を併設します。 また、避難行動要支援者が必要とする支援を提供するため、近隣の民間社会福祉施設等と災害時の応援協定を締結するなど、福祉避難所の充実に努めます。

事業名	事業内容
防災体制の確立	<p>(3) 緊急通報システムの確立 障がい者が緊急時に速やかに連絡できるよう、消防署との連携により緊急通報システム*の確立を図ります。また、緊急時の安否確認については、身体障がい者手帳交付状況台帳、身体障がい者更生指導台帳、療育手帳交付台帳等を基に行うとともに避難等の支援体制作りについて関係各課と連携し進めます。</p> <p>(4) 避難支援等関係者の育成 障がい者を含む避難行動要支援者の避難支援や安否確認の実施に不可欠である、地域の幅広い協力を得るため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考に、関係各課等が連携して「災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」の見直しを行い、避難支援等関係者の育成や支援体制の確立に努めます。</p> <p>(5) 防災ボランティアの育成 地域全体で防災体制を確立するために、防災体験講座等を開催し、緊急時に対応できる福祉救援ボランティアの育成とボランティアセンターの充実を社会福祉協議会や関係機関と連携し図ります。</p> <p>(6) 他自治体好事例の導入検討 先進自治体の施策を参考に、平常時の交流を活かした防災対策等の導入について積極的な推進を図ります。</p>
防犯対策の充実	<p>地域の防犯力の向上を目指し、防犯組合や自主防犯組織と連携し、合同パトロールや市の行事を通じて、市民の防犯意識の高揚を図ります。</p> <p>障がい者をはじめ、市民の生活の安全確保に向けて社会福祉協議会、地域等と連携した見守り活動や、市の防災行政無線での啓発活動を促進するとともに、防犯灯などの整備にも努めます。</p>
日常生活支援体制の確立	<p>(1) メール119番やメール110番等の活用周知 聴覚障がい者や言語障がい者が、携帯電話やインターネット端末を利用して救急や消防車を要請できる「メール119番」や、事件や事故を通報できる「メール110番」のほか、FAXを利用した「FAX119番」や「FAX110番」の利用について周知します。</p> <p>また、メール配信希望者（登録者）に対する一般行政情報、災害情報及び防犯情報等の配信に加え、全国瞬時警報システムと連動した緊急速報メールの自動配信環境等を整備し、その活用について周知します。</p> <p>(2) Net119の活用周知 ちば消防共同指令センターによる、聴覚または音声・言語機能等に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方に対する、「Net119緊急通報システム*」の周知活用を促進します。</p>

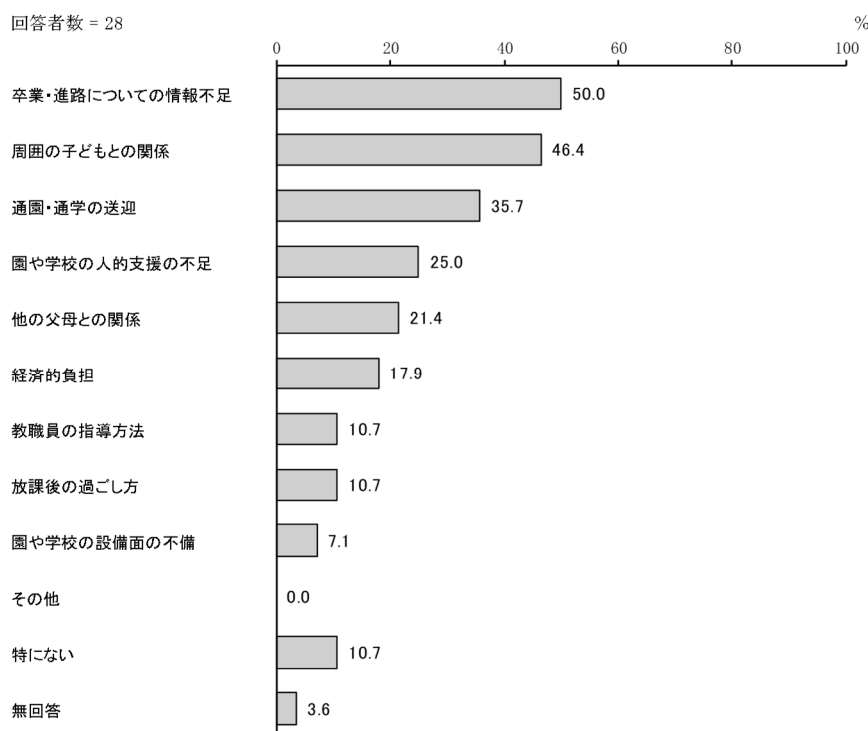
(2) 保育・教育環境の充実と発達障がい児等支援

現状と課題

【福祉に関するアンケート調査結果】

18歳未満の方の「通園・通学で困っていること」については、全体では「卒業・進路についての情報不足」が50.0%と最も高く、次いで「周囲の子どもとの関係」が46.4%、「通園・通学の送迎」が35.7%等となっています。

【通園・通学で困っていること】



コラム ニーズに応じた教育や指導に向けて

障がい者関係団体・事業者への書面ヒアリング調査において、地域の課題として「教育の機会が等しく与えられていない」の意見があがっています。

また、障がいのある人本人や家族からは「就学・進学のこと」について相談を受けているという意見があります。

障がいのある子どもや発達に支援が必要な子どもへの教育的ニーズに応じた適切な指導を行っていくことが求められています。

【今後の取組】

近年、特別支援教育の対象となる子どもたちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障がい者支援法の一部改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の一部改正（平成28年6月3日施行）等が行われました。

福祉に関するアンケート調査結果では、「通園・通学で困っていること」として、「卒業・進路についての情報不足」「周囲の子どもとの関係」「通園・通学の送迎」など様々な意見があがっています。

障がいの状況や教育的ニーズに応じた適切な指導を提供できるようにするため、通常の学級、通級*による指導、特別支援学級*、特別支援学校*という多様な学びの場のそれぞれの充実を図っていく必要があります。

子どもたちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、就学前から卒業後にわたる切れ目ない教育指導や、進路選択における相談支援を行える体制を整えることが重要です。

施策の方向性

- 障がいのある乳幼児や発達に支援が必要な乳幼児の生きる力を最大限に伸ばし、充実した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関の連携を図るとともに、障がいの理解や障がい児保育に関する研修等により、連続性のある保育、教育を推進します。
- 障がいのある児童や発達に支援が必要な児童の乳幼児期から就園・就学、就労までのライフステージ*に応じた切れ目のない支援を行うため、関係機関が連携して、発達・成長段階に応じた支援や訪問相談等の専門的な相談体制の充実を図ります。

具体的事業

事業名	事業内容
障がい児保育の充実	(1) 保育所・学童保育 障がい児保育を促進するため、障がい児保育に関する研修への参加を関係機関と連携し、推進するとともに、障がい児も利用しやすいように施設の改善を図るなど、受け入れ体制の充実を図ります。 (2) 障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービスなど） 障がい児の放課後や日中の居場所を確保するため、市内事業所の整備や近隣地域施設の整備を推進し、利用体制の充実を図ります。

事業名	事業内容
教育相談体制の充実	<p>(1) 就学相談の充実</p> <p>①相談・支援の充実 小学校への入学及び進級にあたって、障がい児に最も適した教育を保護者が選択できるように、保護者に対する就学相談や支援を関係機関と連携し充実を図ります。 校内における障がい児の状況の変化に応じて、特別支援教育コーディネーター*や支援員等の配置を行います。</p> <p>②情報提供の充実 母子保健事業・児童発達支援事業・保育所・幼稚園等との連携を図り、障がい児教育等に関わる情報提供の充実を図ります。</p> <p>(2) 教育相談体制の充実</p> <p>①教職員への就学指導の研修 障がい児だけでなく、障がいと認定される境界にある、もしくは障がいではないが生育に困難を抱える児童も含めた就学指導を充実させるために、関係機関と連携し、教職員に対する研修への参加を推進します。</p> <p>②校内就学相談体制の充実 障がいの程度に応じた適切な教育を行うことができるように、特別支援学級*担当者の専門性の向上を図るなかで、関係機関とも連携しながら、校内就学相談体制の充実を図ります。</p>
障がい児教育の充実	<p>(1) 特別支援教育の充実 特別支援教育を行うために関係機関と連携し必要な教育の充実を図ります。</p> <p>(2) 教職員の研修の充実 小中学校における障がい児教育の充実を図るために、特別支援教育担当者の研修への参加を関係機関と連携し、推進します。 また、教職員の障がい及び障がい施策への理解を深めるために、教職員研修等への参加を関係機関と連携し、推進します。</p>
障がいのある子どもとない子どもとの交流の促進	<p>(1) 児童生徒との交流の推進 障がい児の障がいの状況を踏まえながら、通常学級に通う児童生徒と障がい児との交流を推進します。</p> <p>(2) 地域社会との交流の推進 障がい児を含む児童生徒と地域社会との交流を推進します。そのため、さまざまな能力を有している地域の人材の活用を推進します。</p>



第4章

第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画

1 第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画における目標の進捗状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
地域生活移行者数 (令和2年度末目標値)	1人	4人	在宅(グループホーム*を含む)等に移行した人数
令和2年度末時点の入所者数 (見込み)	45人	37人	平成28年度実績 46人 平成28年度からの増減 △9人

※実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	設置	平成30年度に「山武圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を山武圏域で設置済です。事務局は「地域生活支援センターゆりの木」に設置。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
地域生活支援拠点等の整備	協議・検討	協議・ 検討中	山武圏域3市3町において、基幹相談支援センター*設置を目指した協議と併せて、広域での整備を検討中。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
令和2年度の一般就労移行者数	2人	3人	平成28年度実績 1人

※実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

② 就労移行支援事業の利用者数

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
令和2年度の就労移行支援事業の利用者数	44人	26人	平成28年度実績 36人
就労移行支援率3割以上である就労移行支援事業所数	2か所	1か所	平成28年度実績 0か所
令和元年度末時点の就労定着支援事業開始1年後の職場定着率	80%	0%	平成30年度から開始されたサービスであるため、令和元年度から対象とします。
令和2年度末時点の就労定着支援事業開始1年後の職場定着率	80%	100%	

※実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標値	実績値 (見込み)	備考
児童発達支援センターの整備	設置	未設置	「山武圏域自立支援協議会」による広域での情報共有を図りつつ、社会福祉法人等における民間活力での設置を推進します。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	なし	「山武圏域自立支援協議会」による広域での情報共有を図りつつ、社会福祉法人等における民間活力での設置を推進します。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	「山武圏域自立支援協議会」の障がい児部会を関係機関の協議の場として位置付け。

※実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

|| 2 計画の基本方針

国が示した基本指針に添って、次に掲げる点に配慮します。

「障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重」

ノーマライゼーション*の理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が自ら居住場所や受ける障がい福祉サービス・支援を選択・決定し、自立と社会参加の実現を図っていただける環境整備を進めます。

「地域生活移行や就労支援等の課題への対応」

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制の拠点づくりを進めます。

「地域共生社会の実現に向けた取組への対応」

法律や制度に基づかない支援を通じた、地域住民が主体的な地域づくりに取り組むためのしくみづくりを進めるとともに、制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保等に向けた体制づくりを進めます。

「地域の実情に応じた障がい福祉サービス等の対応」

障がい等により判断能力が不十分で、自らの意思を伝えることが難しい人や、地域生活への移行等が困難な人へのサービス提供体制を充実するとともに、障がいのある人やその家族が安心して地域で生活できる体制づくりを進めます。

「障がい児の健やかな育成のための発達支援」

障がい児支援を行うにあたって、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージ*に沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

「障がい福祉人材の確保」

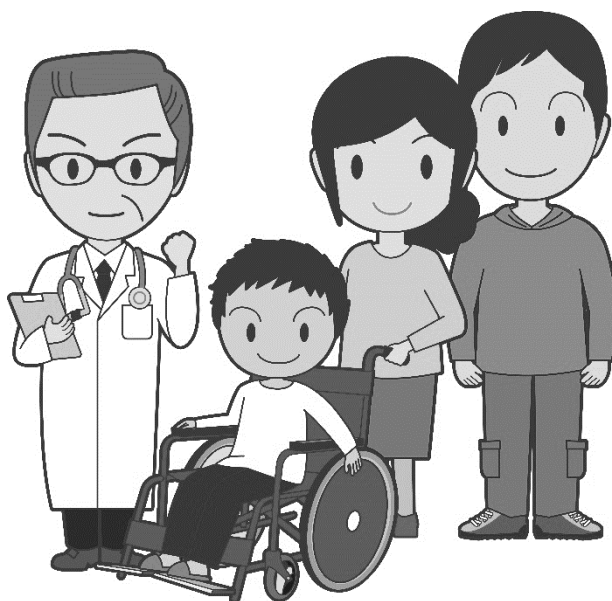
障がい者の重度化・高齢化が進む中、安定的な障がい福祉サービスや障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とそれに併せてそれを担う人材を確保するために専門性を高めるための研修の実施や、他職種間の連携等の体制づくりを進めます。

「障がいのある人の社会参加の支援」

ノーマライゼーション*の理念の下、障がいの種別や程度に関わらず、障がいのある人が多様なスポーツ、読書等の文化活動を楽しむことができる環境整備を進めます。

「障がいのある子どもを持つ保護者への支援」

保護者が子どもの特性を知り、関り方を工夫することで、子どもの発達にプラスの効果をもたらすことを目的としたペアレントプログラム*を、引き続き山武圏域自立支援協議会の障がい児部会及び地域の関係機関で実施し、子育ての精神的負担の軽減を図ります。



3 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における数値目標設定について【成果目標】

「第6期障がい福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」の数値目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末の施設入所者数	34人	●国指針：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減 ・令和元年度末時点の施設入所者数 39人
令和5年度末までの地域生活移行者数	3人	●国指針：令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行

○目標達成のための方策

障がいのある方が、施設での生活を選択される背景には、障がいの重度化、介護者の高齢化、家庭環境等の様々な理由があります。地域移行を促進するためには、丁寧な相談支援により入所者・家族の心身状況や居住の場に関する意向を把握するとともに、地域で生活するという選択肢を提示できるよう、引き続き安心して生活できる居住の場や日中活動の場の確保、地域の支援体制の確保、地域や福祉関係者との連携強化を図ってまいります。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目 標 値		設定の考え方
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日	【国指針：精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇：316日以上とすることを基本】
地域移行に伴う基盤整備量	16人	県が定めた令和2年度末の長期入院患者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療体制の基盤整備量（利用者数）
精神病床における退院率の上昇	3か月時点 69% 6か月時点 86% 12か月時点 92%	【国指針：3か月時点69%以上、6か月時点86%以上、12か月時点92%以上とすることを基本】
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	7回	
保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	119人	
保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	7回	

○目標達成のための方策

平成30年度に「山武圏域精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築会議」を山武圏域で設置済みです。引き続き円滑なシステム構築が図れるよう千葉県・山武圏域3市3町で連携を図っていきます。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

目 標 値	設定の考え方
令和5年度末までに 地域生活支援拠点を1か所設置	●国指針：令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点*等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本
地域生活支援拠点等の運用状況について、年1回以上検証・検討	

○目標達成のための方策

山武圏域3市3町において、基幹相談支援センター*の共同設置の検討を行っており、地域生活支援拠点*についても、設置形態や体制等を含めて、引き続き検討を進めてまいります。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

目 標 値	設定の考え方
令和5年度における 一般就労移行者数	1人 ●国指針：令和元年度実績の1.27倍以上 ・令和元年度実績 1人 ※本市では、地域の実情に応じた数値にて設定。
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労移行支援)	1人 ●国指針：令和元年度実績の1.30倍以上 ・令和元年度実績 1人 ※本市では、地域の実情に応じた数値にて設定。
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	0人 ●国指針：令和元年度実績の1.26倍以上 ・令和元年度実績 0人
令和5年度における 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	0人 ●国指針：令和元年度実績の1.23倍以上 ・令和元年度実績 0人
令和5年度における 就労定着支援事業の利用割合	7割 ●国指針：就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを基本
令和5年度における 就労定着率8割以上の事業所の割合	7割 ●国指針：就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本

○目標達成のための方策

障がいのある方等の自立支援の観点から、一般就労*への移行に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある方等の生活を支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備に努めます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

目 標 値		設定の考え方
令和5年度末までに 児童発達支援センターの設置	1 か所	●国指針：令和5年度末までに、児童発達支援センター*を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本
令和5年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	●国指針：令和5年度末までに、すべての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 か所	●国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
令和5年度末までに 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	●国指針：令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本
令和5年度末までに 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置	●国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
令和5年度末までに 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置	●国指針：令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児*等に関するコーディネーターの配置を基本

○目標達成のための方策

市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図りながら、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた見込量の確保に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目 標 値		設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	●国指針：令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

○目標達成のための方策

障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護*のために必要な援助を行います。

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上

目 標 値		設定の考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	構築	●国指針：令和5年度末までに、都道府県や市町村において、障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制を構築



4 障がい福祉サービスの見込量【活動指標】

(1) 訪問系サービス

① 事業概要

サービス名	概要
居宅介護	居宅において、障がい者等に、入浴等の介護や調理等の家事の援助等を行います。
重度訪問介護	居宅において、重度の肢体不自由者や重度の知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者に対し、入浴等の介護や調理等の家事の援助等のほか、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障がい者等に、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動に必要な支援を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者等に、居宅内や外出時における危険を回避するために必要な支援を行います。
重度障がい者等包括支援	寝たきり状態等の常時介護を要する障がい者等に、居宅介護等の複数のサービスを組み合わせて包括的な支援を行います。

② 必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間/月	876	898	915	935	956	977
	実人/月	56	60	59	61	62	64
重度訪問介護	時間/月	1,038	590	597	597	597	597
	実人/月	4	3	2	2	2	2
同行援護	時間/月	95	117	40	48	57	68
	実人/月	4	4	3	4	5	6

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	時間/月	3	4	0	15	15	15
	実人/月	1	1	0	5	5	5
重度障がい者等包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	実人/月	0	0	0	0	0	0

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、訪問系サービスは更なる需要の増加が見込まれます。

今後も現在ある事業所に継続して事業を展開してもらうことで、サービス提供体制の安定を図るとともに、新規事業者の参入を促します。



(2) 日中活動系サービス

① 事業概要

サービス名	概要
生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション*、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者又は精神障がい者に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
就労移行支援	一般就労*を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型)	企業等に就労することが困難な障がい者に、雇用契約に基づき、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労継続支援 (B型)	企業等に就労することが困難な障がい者に、生産活動その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労*へ移行した障がい者に、一定期間、本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時の介護を必要とする障がい者に、医療機関において、機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	居宅において、その介護を行う者の疾病その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、施設で短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な支援を行います。

② 必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	延人日/月	1,667	1,735	1,839	1,932	2,029	2,131
	実人/月	92	101	102	107	113	119
自立訓練 (機能訓練)	延人日/月	22	17	31	37	44	52
	実人/月	2	2	2	2	2	2

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	延人日/月	160	102	86	73	61	52
	実人/月	13	5	4	3	3	2
就労移行支援	延人日/月	178	224	336	370	407	448
	実人/月	13	15	20	22	24	26
就労継続支援 (A型)	延人日/月	206	167	213	256	307	368
	実人/月	13	10	12	14	17	20
就労継続支援 (B型)	延人日/月	1,534	1,502	1,589	1,617	1,646	1,675
	実人/月	89	89	92	94	95	97
就労定着支援	実人/月	2	1	3	4	5	6
療養介護	実人/月	4	4	4	4	4	4
短期入所 (ショートステイ)	延人日/月	373	340	346	352	358	365
	実人/月	25	24	20	21	22	23

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

福祉施設入所者の地域生活への移行が進むなかで、移行後の居場所として日中活動の更なる充実が必要です。

今後も日中活動系サービス事業所、相談支援事業所等と連絡を密にし、通所希望に対応していきます。

また、就労支援については、就労支援事業所や関係機関、団体等と連携し、利用者が希望する就労の実現を目指します。

(3) 居住系サービス

① 事業概要

サービス名	概要
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム*等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に、一定の期間に渡り、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談、助言等を行います。
共同生活援助	単身での生活が困難な障がい者に、共同生活を営むべき住居において、主として夜間に、相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

② 必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	実人/月	42	49	60	70	80	90
施設入所支援	実人/月	42	39	37	36	35	34

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

グループホーム*は、障がいのある方が地域で自立した生活を送るための重要な役割を担う社会資源であることから、見込量の確保のため、市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図ります。

また、福祉施設入所者の地域生活への移行に当たっては、高齢化や障がいの重度化等の個別の状況を踏まえ、調整を図ります。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

① 事業概要

サービス名	概要
計画相談支援	障がい者等の自立した生活を支え、抱える課題や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画案を作成し、サービスの利用開始後には定期的に、サービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行います。
地域移行支援	入所施設等に入所している障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障がい福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
地域定着支援	居宅において、単身等で生活する障がい者に、常時の連絡体制を確保し、障がいの状況に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。

② 必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実人/月	78	86	93	102	111	121
地域移行支援	実人/月	1	1	0	1	1	1
地域定着支援	実人/月	6	6	6	6	6	6

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

指定特定相談支援事業者やサービス提供事業者と連携し、相談支援体制の拡充を図ります。

(5) 障がい児福祉サービス

① 事業概要

サービス名	概要
児童発達支援	就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹機能に障がいがあり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められる児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後や学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等に必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、保育所等に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいにより外出が著しく困難なため、障がい児通所支援を利用できない障がい児の自宅を訪問して、発達支援を行います。
障がい児相談支援	障がい児通所支援を利用する際に、サービス利用を通じて本人や家族の希望する生活を実現するための障がい児支援利用計画案を作成し、定期的にモニタリングを行います。

② 必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	延人日/月	117	219	194	219	219	219
	実人/月	12	43	35	43	43	43
医療型児童発達支援	延人日/月	1	1	0	1	1	1
	実人/月	1	1	0	1	1	1
放課後等デイサービス	延人日/月	581	638	650	688	727	769
	実人/月	53	54	49	50	51	52
保育所等訪問支援	延人日/月	0	0	0	0	0	10
	実人/月	0	0	0	0	0	1
居宅訪問型児童発達支援	延人日/月	0	0	0	0	0	10
	実人/月	0	0	0	0	0	1
障がい児相談支援	人/月	16	18	18	19	20	21

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

市内や近隣市町村のサービス提供事業者と連携を図りながら、障がい児とその保護者（家族）のニーズに応じた見込量の確保に努めます。



5 地域生活支援事業の見込量

【必須事項】

① 事業概要

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいに対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が地域において、自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護*のために必要な援助を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度*を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度*の利用を支援することにより、その障がい者の権利擁護*を図ります。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度*における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見*の活動を支援することで、障がい者の権利擁護*を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることが困難な障がい者等に、手話通訳者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ります。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、介護・訓練支援用具等の日常生活用具*を給付することにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
手話奉仕員養成研修事業	意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等での社会参加のための外出の際の移動を支援します。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者等の地域生活支援の促進を図るため、創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流促進等の便宜を供与するほか、様々な相談に応じ、支援や助言を行います。 なお、本市では、民間の事業所に委託して事業を実施しています。

②必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	未実施	未実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
相談支援事業	か所	1	1	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	人/年	4	4	5	6	6	7
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/月	166	99	108	111	115	118
手話通訳者設置事業	件/年	1	1	1	1	1	1
要約筆記者派遣事業	件/年	1	0	0	1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	0	3	0	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	2	9	5	5	5
在宅療養等支援用具	件/年	4	9	9	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	7	2	6	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	898	939	1,068	1,087	1,106	1,125
居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	実施有無	実施	実施	未実施	実施	実施	実施
移動支援事業	時間/年	788	659	276	659	659	659
	人/年	16	15	12	15	15	15
地域活動支援センター機能強化事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	人/年	27	54	41	51	62	77

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

【任意事業】

① 事業概要

サービス名	概要
訪問入浴サービス	地域における身体障がい者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等の支援サービスを提供することにより、その家族や介護者の一時的休息のための支援等を行います。
障がい者虐待防止対策支援事業	虐待を受けた障がい者について、生命・身体に重大な危険があると認められる場合に、緊急的に避難させるための居室を確保し、その後の適切な支援を行います。 なお、本市では、民間の事業所に委託して事業を実施しています。
自動車免許取得・自動車改造費助成	障がい者に対し、自動車運転免許の取得、あるいは、身体障がい者が自ら所有し、運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成し、就労等の社会活動への参加を促進します。

②必要な見込量

サービス名	単位	実績値			見込量		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス	人/年	2	4	3	3	3	3
日中一時支援事業	事業所数	17	17	16	15	15	16
	人/年	37	36	39	40	41	42
障がい者虐待防止対策支援事業	実施有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自動車免許取得・自動車改造費助成	人/年	3	3	0	2	2	2

※令和2年度実績値は、令和2年4月～令和2年10月末までの実績に基づく見込み値です。

③ 見込量確保の方策

障がいのある人がその能力や適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による地域生活支援事業の推進に努めます。

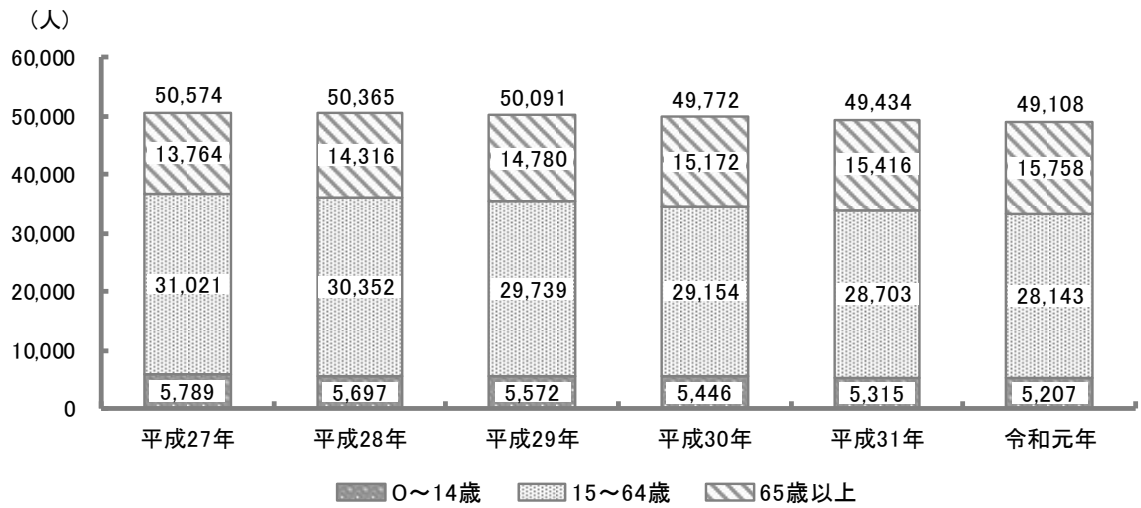


参考資料

1 本市を取り巻く障がい者の現状

(1) 人口の推移

年齢別人口の推移



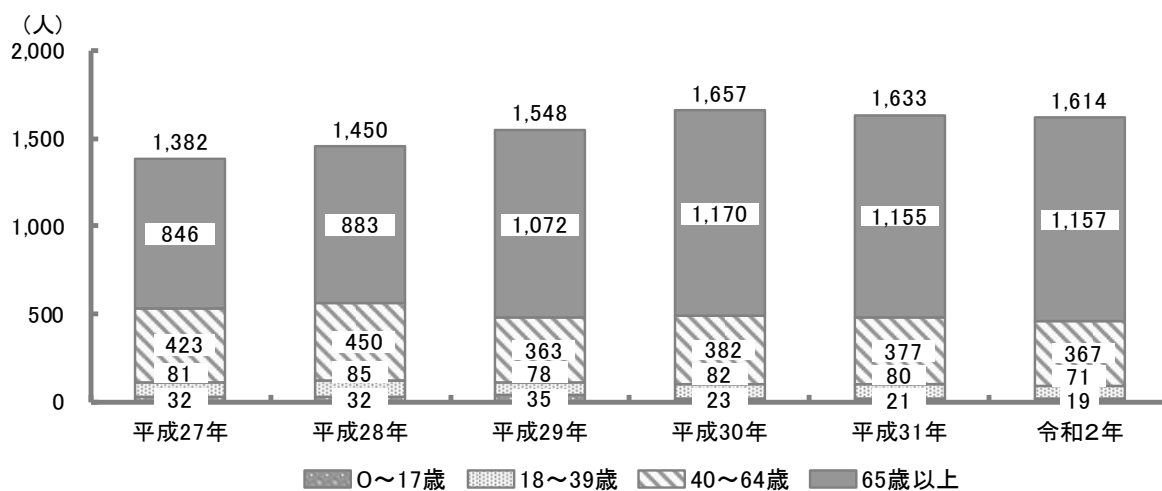
年齢別	平成 27 年	平成 28 年	平成 29	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
0～14 歳	5,789	5,697	5,572	5,446	5,315	5,207
15～64 歳	31,021	30,352	29,739	29,154	28,703	28,143
65 歳以上	13,764	14,316	14,780	15,172	15,416	15,758
総 数	50,574	50,365	50,091	49,772	49,434	49,108

資料：市民課（各年 4 月 1 日現在）

(2) 障がい者数の状況

① 身体障がい者

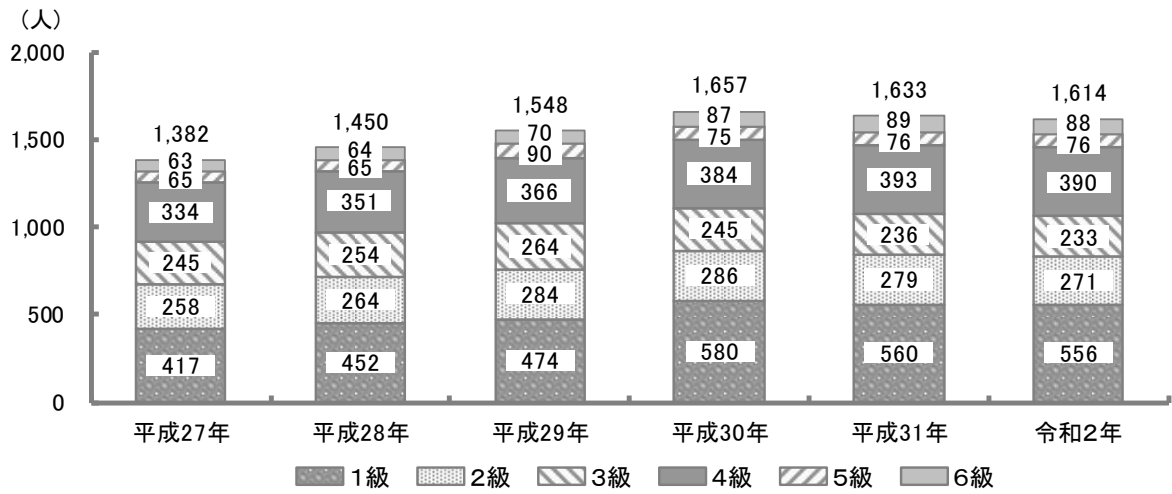
年齢別身体障がい者手帳所持者数の推移



年齢別	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
0~17歳	32	2%	32	2%	35	2%	23	1%	21	1%	19	1%
18~39歳	81	6%	85	6%	78	5%	82	5%	80	5%	71	4%
40~64歳	423	31%	450	31%	363	23%	382	23%	377	23%	367	23%
65歳以上	846	61%	883	61%	1,072	69%	1,170	71%	1,155	71%	1,157	72%
計	1,382	100%	1,450	100%	1,548	100%	1,657	100%	1,633	100%	1,614	100%

資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年3月31日現在）

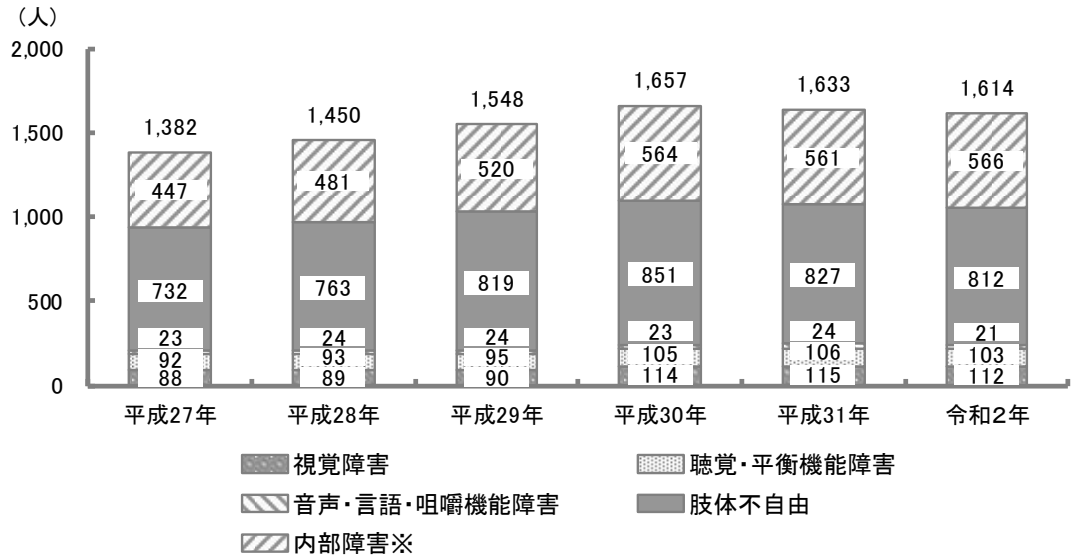
等級別身体障がい者手帳所持者数の推移



等級別	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	417	30%	452	31%	474	31%	580	35%	560	34%	556	34%
2 級	258	19%	264	18%	284	18%	286	17%	279	17%	271	17%
3 級	245	18%	254	18%	264	17%	245	15%	236	14%	233	14%
4 級	334	24%	351	24%	366	24%	384	23%	393	24%	390	24%
5 級	65	5%	65	4%	90	6%	75	5%	76	5%	76	5%
6 級	63	5%	64	4%	70	5%	87	5%	89	5%	88	5%
計	1,382	100%	1,450	100%	1,548	100%	1,657	100%	1,633	100%	1,614	100%

資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年 3 月 31 日現在）

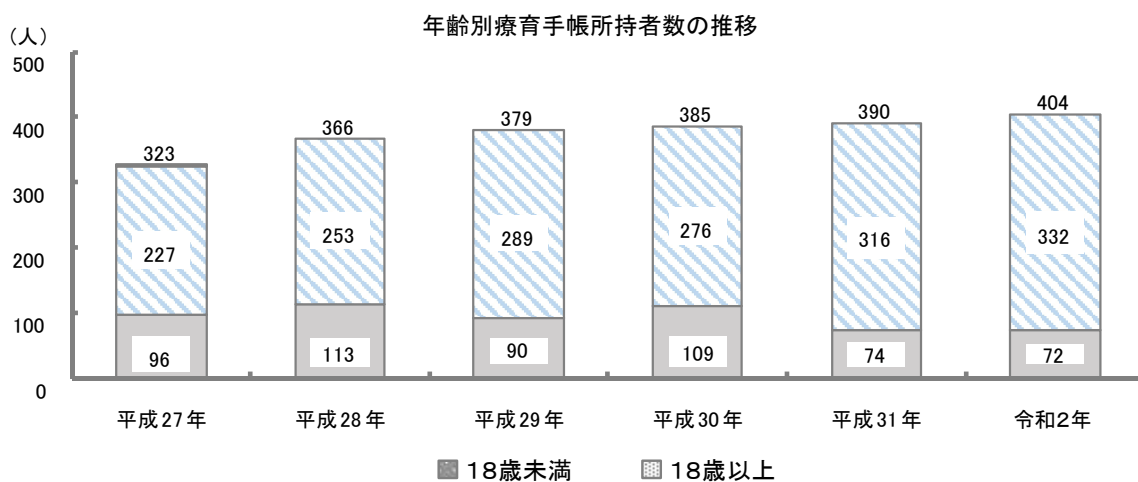
障がいの部位別身体障がい者手帳所持者数の推移



部位別	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
視覚障がい	88	6%	89	6%	90	6%	114	7%	115	7%	112	7%
聴覚・平衡機能障がい	92	7%	93	6%	95	6%	105	6%	106	6%	103	6%
音声・言語・咀嚼機能障がい	23	2%	24	2%	24	2%	23	1%	24	1%	21	1%
肢体不自由	732	53%	763	53%	819	53%	851	51%	827	51%	812	50%
内部障がい※	447	32%	481	33%	520	34%	564	34%	561	34%	566	35%
計	1,382	100%	1,450	100%	1,548	100%	1,657	100%	1,633	100%	1,614	100%

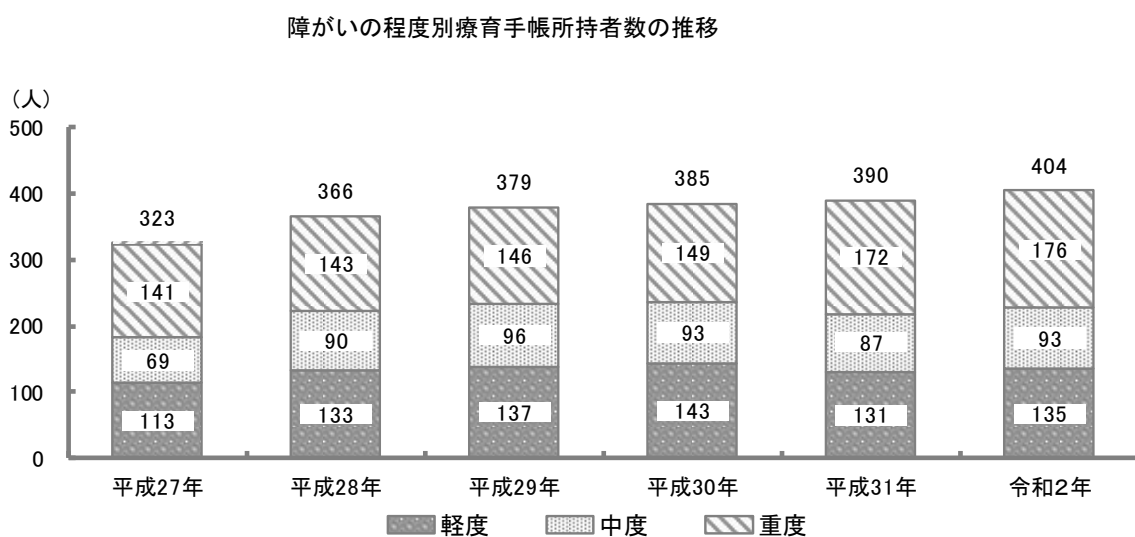
※内部障がい：身体障がいのうち、心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫及び肝臓の機能障がいの総称。
資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年3月31日現在）

② 知的障がい者



年齢別	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
18歳未満	96	30%	113	31%	90	24%	109	28%	74	19%	72	18%
18歳以上	227	70%	253	69%	289	76%	276	72%	316	81%	332	82%
計	323	100%	366	100%	379	100%	385	100%	390	100%	404	100%

資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年3月31日現在）

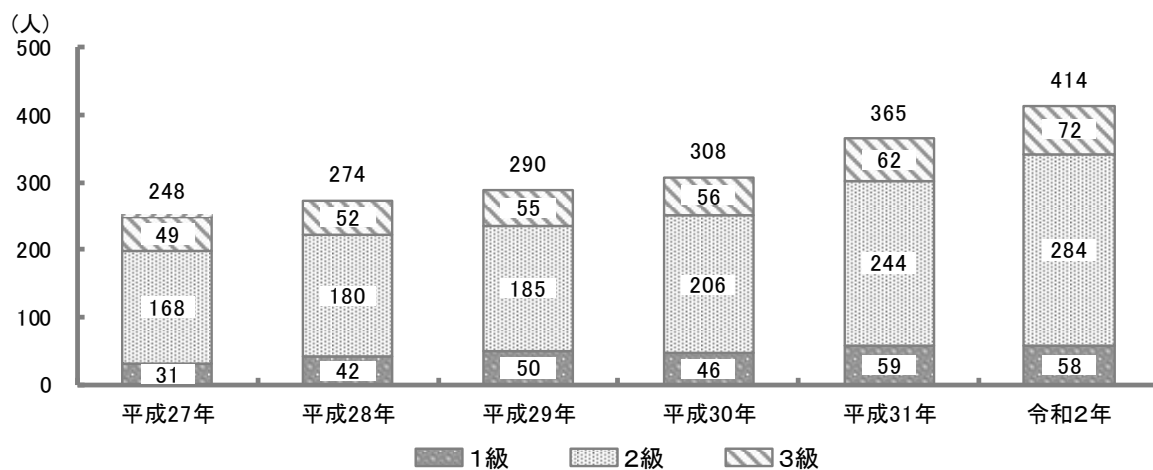


等級別	平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		平成31年		令和2年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
軽度	113	35%	133	36%	137	36%	143	37%	131	34%	135	33%
中度	69	21%	90	25%	96	25%	93	24%	87	22%	93	23%
重度	141	44%	143	39%	146	39%	149	39%	172	44%	176	44%
計	323	100%	366	100%	379	100%	385	100%	390	100%	404	100%

資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年3月31日現在）

③ 精神障がい者

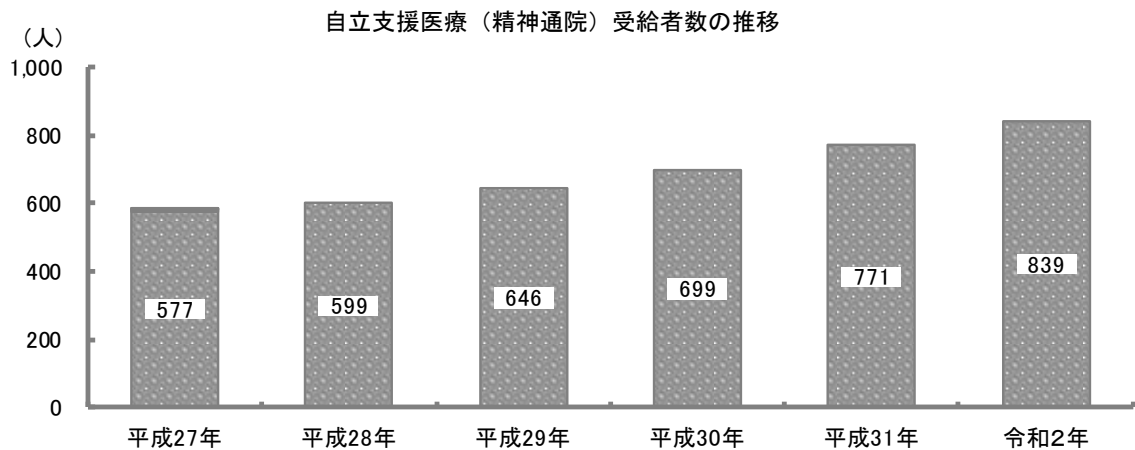
等級別精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移



等級別	平成 27 年		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年		令和 2 年	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
1 級	31	13%	42	15%	50	17%	46	15%	59	16%	58	14%
2 級	168	68%	180	66%	185	64%	206	67%	244	67%	284	69%
3 級	49	20%	52	19%	55	19%	56	18%	62	17%	72	17%
計	248	100%	274	100%	290	100%	308	100%	365	100%	414	100%

資料：千葉県健康福祉部障がい福祉推進課（各年3月31日現在）

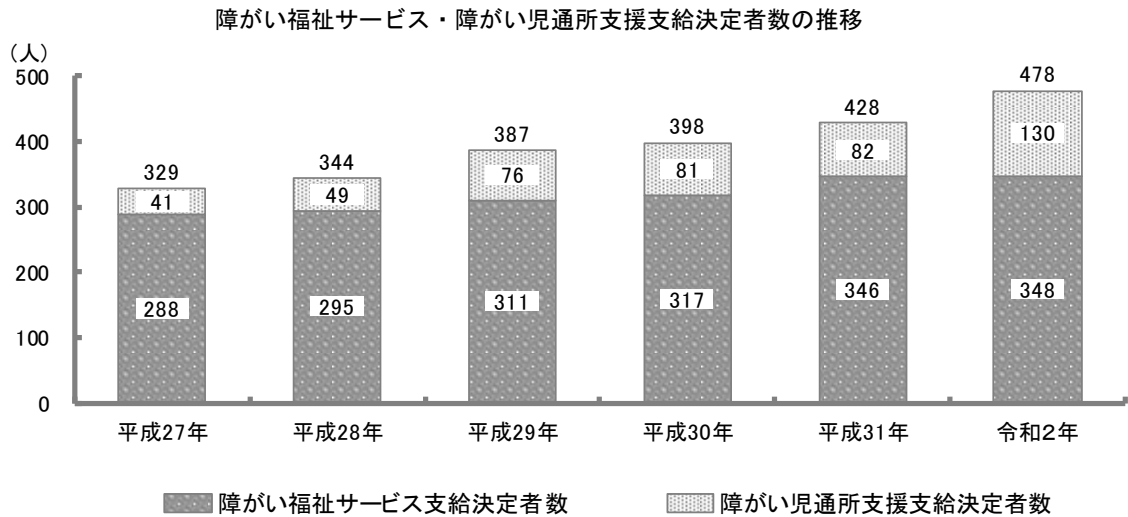
④ 自立支援医療（精神通院）受給者の推移



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
自立支援医療受給者数	577	599	646	699	771	839

資料：大網白里市社会福祉課（各年3月31日現在）

⑤ 障がい福祉サービス・障がい児通所支援支給決定者の推移



	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
障がい福祉サービス支給決定者数	288	295	311	317	346	348
障がい児通所支援支給決定者数	41	49	76	81	82	130
計	329	344	387	398	428	478

資料：大網白里市社会福祉課（各年3月31日現在）

2 大網白里市障がい者計画等策定懇談会設置要綱 (平成14年告示第3号)

最終改正：令和元年6月14日

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障がい者計画、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画（以下「障がい者計画等」という。）を策定するに当たり、市、関係機関、地域住民等が協力して、互いに意見の交換を図ることにより、障がい者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって障がい者の社会活動等への参加を促進することを目的とする。

(懇談会)

第2条 前条の目的を達成するため、大網白里市障がい者計画等策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

- 2 懇談会は、障がい者計画等の作成に係る障がい者のための施策に関し、意見を交換する。
- 3 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域住民
- (3) 障がい者及び障がい者関係団体に所属する者
- (4) 福祉関係機関に所属する者
- (5) 医療関係機関に所属する者

- 4 懇談会の委員の任期は、障がい者計画等が策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第3条 懇談会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 懇談会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に係る課等の職員の出席を求め、障がい者のための施策についての説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 懇談会の庶務は、障がい福祉担当課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

3 大網白里市障がい者計画等策定懇談会委員名簿

任期满了日：令和3年3月31日

構成区分	委員名	備考
学識経験者 (1号委員)	もりやま たくや 森山 拓也	城西国際大学福祉総合学部 福祉総合学科准教授
地域住民 (2号委員)	くろき なおじ 黒木 直司	地域住民代表
障がい者及び障がい者関係 団体に所属する者 (3号委員)	さの じゅんこ 佐野 純子	長生・山武自閉症協会 事務局長
	いちのみや ひろこ 一ノ宮 博子	山武郡市精神障がい者家族会のぞみ会 会長
	いのかわ まさお 猪川 正夫	大網白里市身体障がい者福祉会 会長
福祉関係機関に所属する者 (4号委員)	たかぎ ゆか 高木 由佳	社会福祉法人ワーナーホーム パンプキンハウス 管理者
	いしづか けんじ 石塚 謙次	社会福祉法人翡翠会 山武青い鳥工房 施設長
	さいとう ひでき 齋藤 英樹	コーエキ合同会社おもちゃ箱おおあみ 管理者
	おがわ かずあき 小川 和亮	株式会社ベストグローウ 代表取締役
医療関係機関に所属する者 (5号委員)	つるおか まさあき 鶴岡 正明	医療法人社団昌健会 居宅介護支援事業所おおあみの里 管理者

4 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和元年 11月6日	令和元年度第1回 大網白里市障がい者計画等 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 大網白里市障がい者計画等策定懇談会設置要綱の一部改正について 障がい者計画等の概要について 令和元年度におけるスケジュールについて アンケートについて
12月1日～ 12月20日	アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> 調査対象： <ul style="list-style-type: none"> 身体障がい者 800件 (回収 398件 49.8%) 知的障がい者 180件 (回収 91件 50.6%) 精神障がい者 170件 (回収 58件 34.1%)
令和2年 5月18日～ 6月22日	福祉関係団体及び障がい福祉サービス事業所に対する書面ヒアリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 福祉関係団体（3団体）及び障害福祉サービス事業所（7事業所）に対し、障害福祉の現状や障害福祉サービスへの要望等について、書面ヒアリングを実施
7月30日	令和2年度第1回 大網白里市障がい者計画等 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度におけるスケジュールについて アンケート分析結果等について 障がい者計画関連事業の進捗評価について 障がい者計画の骨子案について 障がい福祉サービス等の実績について
11月26日	令和2年度第2回 大網白里市障がい者計画等 策定懇談会	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画等素案について
令和3年 1月22日～ 2月5日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画等素案の閲覧及び意見の募集
2月	令和2年度第3回 大網白里市障がい者計画等 策定懇談会（書面開催）	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者計画等原案について 委員意見照会 2月9日～2月26日

5 用語集

	あ行	
--	----	--

○アウトリーチ

サービスや医療の実施機関が、その提供するサービスなどを必要としているが繋がっていない、「潜在的な利用対象者」に対して訪問や相談対応を行うことにより、利用を実現させる取組のこと。

○一般就労

労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。

○医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障がいのある子ども。

	か行	
--	----	--

○ガイドヘルパー

脳性まひ等による肢体不自由者や重度の視覚障がい者、あるいは知的障がい者等が外出する時に付き添い、介護するホームヘルパーのこと。外出介護員。そのサービスを「ガイドヘルプサービス」という。

○基幹相談支援センター

地域の実情に応じて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、障がいのある人の権利擁護等の業務を行い、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。

○緊急通報システム

障がい者が緊急時に速やかに連絡できるよう消防署等との連携により安全を確保するシステム。

○グループホーム

地域の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において、数人の障がい者等が一定の経済的負担を負って共同生活をする形態。同居あるいは近隣に居住している専任の世話人により、食事の提供、相談、その他の日常生活援助が行われる。

○権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障がいのある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

○高次脳機能障がい

外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に障がいを受け、その後遺症として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がい等のこと。

○合理的配慮

障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。障がい者差別解消法では、国の機関や地方公共団体等は、合理的配慮の提供が義務化されている。

○心のバリアフリー

すべての人が平等に社会参加できる社会や環境について考え、偏見や思い込みなどの意識を改め必要な行動を続けること。

	さ行	
--	----	--

○児童発達支援センター

児童発達支援に加えて、施設の有する専門的機能を活かし、地域の障がいのある子どもやその家族への相談、障がいのある子どもを預かる施設への援助、助言をあわせて行うなど、地域における中核的な療育施設。

○障がい者虐待防止センター

障がい者虐待防止法の施行に基づき全国各市町村に設置された、障がい者虐待に関する通報、および相談の窓口となる機関。

○障がい者雇用促進月間

障がい者の職業的自立意欲を喚起するとともに、障がい者の雇用問題に関する国民、とりわけ事業主の関心と理解を一層深めることを目的に、9月を障がい者雇用月間と定めている。

○障がい者週間

平成16年6月の障がい者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された、毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。

○精神保健福祉普及運動

精神障がい者の福祉の増進と国民の精神保健の向上を図る目的で、毎年10月に国や地方自治体等が精神保健福祉に関する知識の普及を図る運動。

○生活ホーム

地域の中での生活を望む知的障がい者に対し、日常生活における必要な援助等を行うことにより、その社会的自立を支援する生活の場。法定制度であるグループホームとほぼ同様の機能を持つ千葉県単独の制度。

○成年後見制度

判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）を保護するための制度。財産管理や契約などの手続きが困難な者に対し、本人の行為の代理または行為を補助する者（成年後見人）を選任する。

○地域共生社会

社会構造や暮らしの変化に応じて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すという考え方。

○地域生活支援拠点

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人、子どももの地域生活支援を推進する観点から、障がいのある人、子どもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会、緊急時の対応等の支援を切れ目なく提供できるしくみ。

○地域包括ケアシステム

「医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される」という考え方のしくみ。

○中核地域生活支援センター

千葉県が民間に委託して行っている相談支援事業で、これまで相談窓口が分かれていた障がい者、高齢者、子どもの生活についての相談を受ける相談支援センター。福祉サービスの利用、権利侵害や差別、生活するうえでの困りごとなどの相談に対応し、地域にある施設や各相談機関、専門機関と連携し、問題解決にあたる。

○通級

日本の義務教育における特別支援教育の制度の一つで、通常の学級に在籍していながら個別的な特別支援教育を受けることの出来る制度。

○特定健康診査

40歳以上の方を対象に、国民健康保険や健康保険組合等の医療保険者がメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診を実施し、メタボリックシンドローム該当者、あるいはその予備軍とされた方に対して、生活習慣病予防を目的に、実施する健康診査。

○特定短時間労働者

短時間労働者のうち一週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の者。

○特別支援学級

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に対して、個々のニーズに応じた適切な教育を行うために、小・中学校に設置する学級。

○特別支援学校

専門性の高い教員や施設・設備等による、教育的支援の必要性が大きい児童・生徒の教育を担うとともに、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たす学校。。

○特別支援教育コーディネーター

特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員のこと。

	な行	
--	----	--

○難病

原因が不明であったり、治療方法が確立していなかったり、後遺症を残す恐れがある病気をいう。経過が慢性的で、医療費がかかることや、介護等に人手を要するため、家族にとっては経済的・精神的な負担が大きくなる。

○日常生活自立支援事業

知的障がい、精神障がい、認知症があるため判断能力に不安のある人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護に資することを目的とした事業。利用者の参加を得て策定した支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、苦情解決制度の利用援助などを実施するほか、日常的金銭管理等を行う。

○日常生活用具

障がい者（児）や難病患者の日常生活をより円滑にするための用具。

○Net119緊急通報システム

聴覚や言語機能に障がいのある人が、スマートフォン等により、音声によらず119番通報をするシステム。通報場所特定機能やチャット機能等を向上させたもの。

○日中サービス支援型共同生活援助

短期入所を併設し地域で生活する障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担う。

○ノーマライゼーション

障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じように暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けてさまざまな社会条件を整えていこうとする考え方。

○発達障がい

発達の過程において、脳の機能に育ちにくい部分があったり、うまく働かなかつたりして日常生活に何らかの支障がある状態。脳の機能の特徴なので、育て方や環境等によって発達障がいが発現するというものではない。主なものとして、以下のものがある。

- ・アスペルガー症候群

自閉症と同じ特徴であるが、知的な発達や言葉の発達に遅れのない状態。

- ・学習障がい（LD）

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。

- ・自閉症

①社会性の問題、②コミュニケーションの問題、③特定の活動や興味、想像力の範囲の著しい限局性の3つの領域に発達の偏りがある状態。具体的には相手の気持ちや抽象的なことを理解することが苦手、オウム返し、やり方や手順に極端なこだわりなどが見られる。

- ・注意欠陥多動性障がい（ADHD）

注意が必要なときに集中が困難、じっとしてられない、しゃべりすぎと言われる多動性、考えるより先に動いてしまう突発的な行動がみられる衝動性などの3つの特徴が見られる。

○バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリアBarrier）となるものを除去（フリーFree）する」という意味で、建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いる。

○ハローワーク

公共職業安定所のこと。求人情報、求職情報を収集、整理して、両者の適合をさせる公共機関。

○福祉的就労

一般企業などでの就労が困難な障がい者が、各就労系事業所等で職業訓練等を受けながら働くこと。

○ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

○ペアレントトレーニング

子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること。

○ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムのこと。

○法人後見

法人が成年後見人として業務を担うこと。

	や行	
--	----	--

○ユニバーサルデザイン

特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、さまざまな違いを超えてすべての人のことを念頭に置いて考慮し、計画・設計することや、そのようにしたもの。

	ら行	
--	----	--

○ライフステージ

幼児期、児童期、青年期、老年期など、人生のさまざまな過程における生活史上の各段階のこと。

○リハビリテーション

障がい者等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練のこと。医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練プログラムにとどまらず、障がい者のライフステージのすべての段階においての全人間的な復権に寄与し、障がい者の自立と社会参加をめざすものとして、障がい者福祉の基本理念となっている。

**大網白里市第3次障がい者計画
第6期障がい福祉計画
第2期障がい児福祉計画**

発行日：令和3年3月

発行：大網白里市

編集：大網白里市 社会福祉課

〒299-3292

千葉県大網白里市大網115番地2

TEL 0475-70-0337

FAX 0475-72-8454